

2025年2月17日

各 位

会 社 名 JICC-04 株式会社
代表者名 代表取締役 板橋 理

新光電気工業株式会社（証券コード：6967）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

JICC-04 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年12月12日付「新光電気工業株式会社（証券コード：6967）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「2023年12月12日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、同日、新光電気工業株式会社（証券コード：6967、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしました。

公開買付者は、2023年12月12日付公開買付者プレスリリースにて公表しておりましたとおり、同日付で、富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）との間で取引基本契約書（以下「本取引基本契約書」といいます。本取引基本契約書の詳細については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 取引基本契約書」をご参照ください。）を締結し、本取引基本契約書に規定された前提条件（注1）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）（但し、本公開買付けの開始日において充足されるべきものを除きます。）が充足され又は公開買付者の裁量により放棄されていることを条件として、対象者の株主を公開買付者のみとし、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了することその他、本公開買付前提条件（但し、本公開買付けの開始日において充足されるべきものを除きます。）が充足された日（又は公開買付者の裁量により放棄された日（注2））（但し、これらの日において対抗提案（下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」において定義します。以下同じです。）が行われている場合には、富士通による公開買付者に対する本公開買付価格（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）及び本自己株式取得価格（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）の変更に関する協議の申入れの日から起算して20営業日を経過する日又は富士通が当該対抗提案に応じない意思を書面によ

り誓約した日のいずれか早い方の日) から 10 営業日以内の日で、公開買付者が富士通と協議の上決定する日 (以下「本公開買付開始日」といいます。) に、対象者株式 (但し、富士通が所有する対象者株式 (所有株式数 : 67,587,024 株、所有割合 (注 3) : 50.02%。以下「本富士通保有株式」といいます。) 及び対象者が所有する自己株式を除きます。) の全てを対象とする本公開買付けを実施することを決定しておりました。

(注 1) 本取引基本契約書においては、本公開買付前提条件として、①東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードに基づき 2022 年 6 月 17 日に設置された常設の対象者特別委員会 (下記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」において定義します。) が、対象者の取締役会に対し、本取引に賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当である旨の答申を行い、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと、②対象者の取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されておらず、これと矛盾する決議も行われていないこと、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、④本取引基本契約書に基づく富士通の義務 (注 4) がいずれも重要な点において履行又は遵守されており、かつ、本取引基本契約書に基づく富士通の表明及び保証 (注 5) について重大な悪影響 (注 6) を及ぼす違反が存在していないこと (但し、富士通は、事前に当該不履行、不遵守又は違反を治癒する機会を与えられるものとし、合理的な期間内に治癒された場合は、上記条件は充足されたものとみなす。)、⑤本クリアランス取得 (注 7) が完了していること、⑥対象者から、本公開買付開始日の前営業日において、対象者が当該日に公表する本公開買付けを含む本取引に関する事項を除き、法第 166 条第 2 項に定める対象者に係る業務等に関する重要事実 (同法第 166 条第 4 項に従い公表されているものを除く。) が存在しない旨の確認が書面により得られていること、⑦公開買付者又はその親会社による本取引に係る資金調達を目的とする借入 (メザニン借入を含む。) に係る貸付人となる金融機関につき、決済不能事由 (注 8) が生じていないこと、⑧公開買付者及び対象者の間の本取引基本契約書締結日付「公開買付けに係る覚書」 (以下「本覚書」といいます。) が有効に存続していること、並びに、本覚書に基づく対象者の義務がいずれも重要な点において履行又は遵守されていること (但し、当該義務の違反が重大な悪影響を及ぼすものでない限り、充足されたものとみなす。)、⑨本取引基本契約書締結日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、法第 27 条の 11 第 1 項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認

められるべき事情（但し、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。第14条第1項第3号に定められる事実に限る。）が対象者に生じていないこと（但し、当該事情が重大な悪影響を及ぼすものでない限り、充足されたものとみなす。）、及び、⑩対象者の株主総会において、本取引基本契約書締結日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が承認されていないことが定められております。なお、本公開買付けの開始前に対抗提案がなされた場合、公開買付者は、富士通が当該対抗提案に応じない意思を書面により誓約したとき又は公開買付者が本公開買付け価格を対抗提案に係る取得対価を上回る金額に変更し、かつ、本自己株式取得価格を税効果を考慮して対抗提案に係る取得対価を実質的に上回る金額に変更する行為をとったときを除き、本公開買付けを開始する義務を負わないものとされています。また、本取引基本契約書には契約終了事由（注9）が定められており、本取引基本契約書が終了した場合には、公開買付者は本公開買付けを開始する義務を負わないこととなります。なお、本取引基本契約書の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 取引基本契約書」をご参照ください。

(注2) 本取引基本契約書においては、公開買付者はその裁量により、本公開買付前提条件の全て又は一部を放棄できることが定められております。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年1月31日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（135,171,942株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（54,550株）を控除した株式数（135,117,392株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注4) 本取引基本契約書に基づく富士通の義務の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 取引基本契約書」をご参照ください。

(注5) 本取引基本契約書に基づく富士通の表明及び保証の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 取引基本契約書」をご参照ください。

(注6) 対象者及びその子会社総体としての事業、財務状態、資産、負債、経営成績、キャッシュ・フロー若しくは本取引の実行への重大な悪影響又はこれらの具体的なおそれをいいます。

(注7) 日本、中国、韓国及びベトナムの競争法令等に基づく許認可等（関連する法令等により要求される国、地方公共団体その他の公的機関及び行政機関による許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続をいいます。以下同

じとします。)の取得(当局からの異議なく、適用ある待機期間が満了することを含みます。)をいいます。

(注8) 決済不能事由とは、公開買付者又はその親会社による本取引に係る資金調達を目的とする借入に係る貸付人となる金融機関(株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)、株式会社八十二銀行(以下「八十二銀行」といいます。))及び株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」といいます。)を指します。)につき、(i)天災、戦争若しくはテロの勃発、(ii)電気、通信若しくは各種決済システムの不通若しくは障害、(iii)東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、及び、(iv)その他上記(i)乃至(iii)に準じる当該金融機関の責によらない事由のうち、これにより当該資金調達の決済が客観的に不可能となったと当該金融機関が客観的かつ合理的に判断するものをいいます。

(注9) 本取引基本契約書の契約終了事由については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①取引基本契約書」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、上記手続及び対応を進めておりましたが、2024年8月26日付で公表した「JICC-04株式会社による新光電気工業株式会社(証券コード:6967)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ」(以下「2024年8月26日付公開買付者プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、同日時点で、日本、韓国、ベトナム及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、ベトナム及び中国においてかかる手続及び対応が完了しておりませんでした。その後、公開買付者は、ベトナム国家競争委員会から、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認することを決定する旨の2024年11月20日付の通知を受領し、ベトナムの競争法に基づく手続が完了したことを確認いたしました。また、中国の競争法に基づく本株式取得に係る事前届出については、中華人民共和国国家市場監督管理総局(以下「中国国家市場監督管理総局」といいます。)から本株式取得を承認することを決定する旨の2024年12月27日付の通知を受領し、中国の競争法に基づく手続が完了したことを確認いたしました。

そして、公開買付者は、2025年2月17日までに、以下のとおり、その他の本公開買付前提条件がいずれも充足されたことを確認したことから、同日、本公開買付けを2025年2月18日より開始することを決定いたしました。

- ① 公開買付者は、対象者より、2025年2月17日時点において、対象者特別委員会が、対象者の取締役会に対して、本取引に賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当である旨の答申を行い、かつ、当該答申が変更又は撤回されていない旨の報告を受け、上記の本公開買付前提条件①の充足を確認いたしました。
- ② 公開買付者は、対象者より、2025年2月17日時点において、対象者の取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが対象者プレスリリース(以下において定義します。以下同じです。)によって公表される予定であり、かつ、か

かる意見表明が変更又は撤回されておらず、これと矛盾する決議も行われていない旨の報告を受け、その後、対象者プレスリリースの公表をもって、上記の本公開買付前提条件②の充足を確認いたしました。

- ③ 公開買付者は、対象者より、2025年2月17日時点において、本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもない旨の報告を受け、また、かかる判断等及びそのおそれを認識していないことから、上記の本公開買付前提条件③の充足を確認いたしました。
- ④ 公開買付者は、富士通より、本取引基本契約書に基づく富士通の義務がいずれも重要な点において履行又は遵守されており、かつ、本取引基本契約書に基づく富士通の表明及び保証について重大な悪影響を及ぼす違反が存在していない旨の報告を受け、また、かかる義務の履行又は遵守を確認し、かかる表明及び保証の違反の存在を認識していないことから、上記の本公開買付前提条件④の充足を確認いたしました。
- ⑤ 2025年2月17日までに、本クリアランス取得が完了し、公開買付者は、上記の本公開買付前提条件⑤の充足を確認いたしました。
- ⑥ 公開買付者は、対象者から、2025年2月17日時点において、対象者が当該日に公表する本公開買付けを含む本取引に関する事項を除き、法第166条第2項に定める対象者に係る業務等に関する重要事実（同法第166条第4項に従い公表されているものを除く。）が存在しない旨の書面を受領し、上記の本公開買付前提条件⑥の充足を確認いたしました。
- ⑦ 公開買付者は、公開買付者による本取引に係る資金調達を目的とする借入に係る貸付人となる金融機関から、2025年2月17日時点において、決済不能事由が生じている旨の報告を受け、また、かかる決済不能事由の発生を認識していないことから、上記の本公開買付前提条件⑦の充足を確認いたしました。
- ⑧ 公開買付者は、対象者から、本覚書が有効に存続していること及び本覚書に基づく対象者の義務がいずれも重要な点において履行又は遵守されている旨の報告を受け、また、かかる本覚書の終了又は義務の不履行若しくは不遵守を認識していないことから、上記の本公開買付け前提条件⑧の充足を確認いたしました。
- ⑨ 公開買付者は、対象者から、本取引基本契約書締結日以降、本公開買付けが開始されていたとするならば、法第27条の11第1項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情（但し、令第14条第1項第3号に定められる事実で、重大な悪影響を及ぼすものに限る。）が対象者に生じていない旨の報告を受け、上記の本公開買付前提条件⑨の充足を確認いたしました。
- ⑩ 公開買付者は、対象者から、対象者の株主総会において、本取引基本契約書締結日以降の日に実施される剰余金の配当に関する議案が承認されていない旨の報告を受け、上記の本公開買付前提条件⑩の充足を確認いたしました。

なお、2023年12月12日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として2023年9月29日に設立された株式会社です。本日現在、株式会社産業革新投資機構（以下「JIC」といいます。）の完全子会社である JIC キャピタル株式会社（以下「JICC」といいます。）が運用する JIC PE 共同投資ファンド1号投資事業有限責任組

合（以下「JIC PE 共同投資ファンド1号」といいます。）が、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。また、公開買付者においては、本公開買付けの成立後、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者による本 JICC ファンド（JIC PE ファンド1号投資事業有限責任組合（以下「JIC PE ファンド1号」といいます。）、JIC PE 共同投資ファンド1号、並びに、JIC PE ファンド1号、JIC PE 共同投資ファンド1号及び八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合（無限責任組合員：八十二インベストメント株式会社。以下「八十二インベストメント」といいます。）が有限責任組合員として出資する予定の八十二-JICC 投資事業有限責任組合をいいます。以下同じです。）、大日本印刷株式会社（以下「DNP」といいます。）、及び三井化学株式会社（以下「三井化学」といいます。）（以下、本 JICC ファンド、DNP、三井化学を「JICC 連合」と総称します。）を割当先とする普通株式の第三者割当による出資（以下「本出資（普通株式）」といいます。）のための手続、並びに公開買付者による DNP 及び三井化学を割当先とする優先株式（無議決権株式であり、かつ普通株式への転換権が付されていない種類株式となります。）の第三者割当増資（以下「本出資（優先株式）」といい、本出資（普通株式）と併せて、「本出資」と総称します。）のための手続が行われることが予定されております。JIC、JICC 連合及び公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。本出資後、本 JICC ファンドは公開買付者の普通株式の 80.00%、DNP は 15.00%、また三井化学は 5.00%を、それぞれ所有する予定です。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け、②公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、富士通が所有する本富士通保有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者と富士通のみとするために対象者が行う本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じです。）による手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）、③本株式併合の効力発生を条件として、対象者が実施する富士通が所有する本富士通保有株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的とする、(i) 公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資及び対象者に対する貸付けによることを予定しています。以下「本資金提供」といいます。）、及び (ii) 対象者における、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。（注 1））、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しています。なお、本株式併合の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（注 1） 本減資等においては、対象者は、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に、それぞれ振り替える予定とのことです。

なお、本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年12月12日付で、富士通との間で、本取引基本契約書を締結しており、①富士通が、その所有する本富士通保有株式全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本自己株式取得に応じてその所有する本富士通保有株式の全てを売却すること等を合意しております。本取引基本契約書の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 取引基本契約書」をご参照ください。

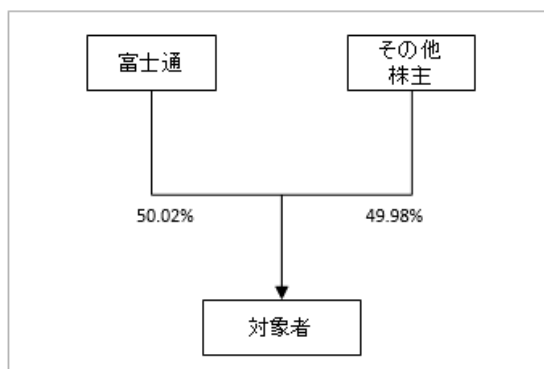
公開買付者は、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（22,491,200株（注2）、所有割合：16.65%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。これは、本取引は、対象者株式の非公開化を目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の手続を実施するには、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていること、また、富士通との間で本富士通保有株式について本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続に関する各議案に賛成する旨を合意していることを踏まえ、本取引を実施するために必要な株数を下限として設定したものです。他方、本取引は、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（22,491,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2） 買付予定数の下限（22,491,200株）は、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（135,171,942株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（54,550株）を控除した株式数（135,117,392株）に係る議決権数である1,351,173個に3分の2を乗じた数（900,782個）から、本富士通保有株式（67,587,024株）に係る議決権数（675,870個）を控除した数（224,912個）に100を乗じた株式数（22,491,200株）です。

本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

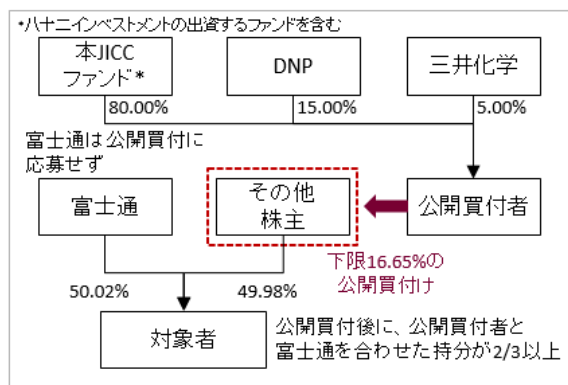
本公開買付け実施前（現状）

- 本日現在において、富士通が対象者株式 67,587,024株（所有割合：50.02%）、その他の株主（対象者を除きます。）が残りの 67,530,368株（所有割合：49.98%）を所有しております。



公開買付者による本公開買付け

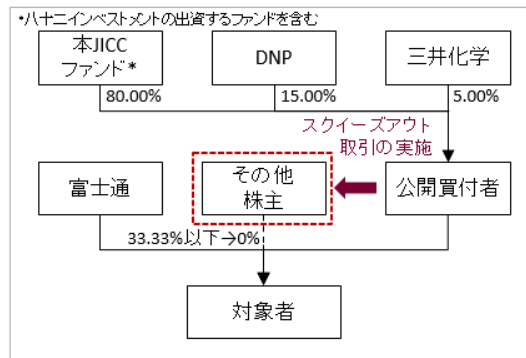
- 公開買付者は、対象者株式の全て（但し、富士通が所有する本富士通保有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施します。



*本 JICC ファンドには、八十二インベストメントが有限責任組合員として出資する予定の八十二 JICC 投資事業有限責任組合も含まれます。以下同じです。

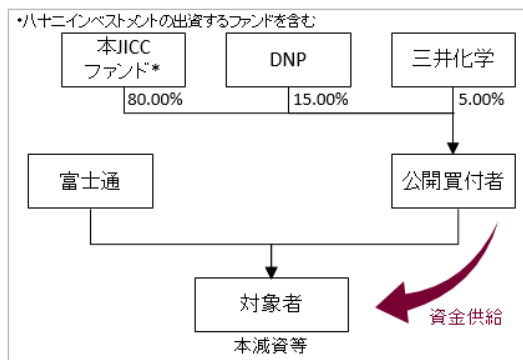
公開買付者による株式併合を用いた本スクイーズアウト手続

- 本公開買付けの成立後、公開買付者が、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、富士通が所有する本富士通保有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して、本株式併合を実施するよう要請し、対象者の株主を公開買付者及び富士通のみとするための手続を実施する予定です。



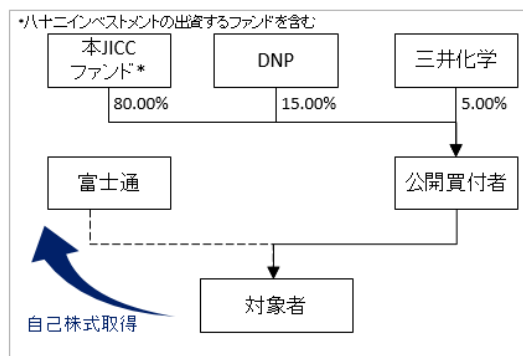
本自己株式取得に係る資金及び分配可能額の確保を目的とした本資金提供及び本減資等

- 対象者株式の上場廃止、本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保するために、公開買付者から対象者に対し本資金提供を実施し、また、対象者において、本減資等を実施する予定です。



対象者による富士通からの本自己株式取得

- 本減資等の完了後、対象者において、本資金提供及び本減資等により確保した資金及び分配可能額を活用し、富士通が所有する本富士通保有株式の全てを取得するための本自己株式取得を実施することを予定しています。

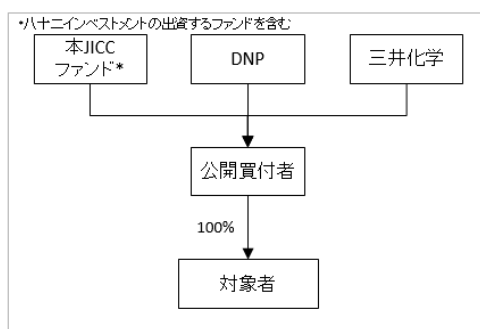


- 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性

がありますが、対象者株式の上場廃止後に実施するものであり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、本自己株式取得に際し自社株公開買付けは実施しない予定です。

本取引後

- 本取引後、公開買付者は対象者の発行済株式総数（対象者が所有する自己株式数を除きます。）の全てを所有する予定です。



公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を本出資により、その他の本取引に係る決済に要する資金を、本出資、並びに、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、八十二銀行及びあおぞら銀行からの借入（以下「本銀行融資」といいます。）により、それぞれ賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本出資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、各行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、本JICCファンドが所有することとなる公開買付者の発行済株式（公開買付者の発行済株式の80%）の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。なお、本銀行融資に係る担保に供される予定である資産等のうち、対象者及び対象者の連結子会社が保有する資産等については本スクイーズアウト手続の完了後に担保に供されることが予定されております。

また、本自己株式取得は、対象者の分配可能額の範囲内で行われますが、公開買付者は、本株式併合後に、本自己株式取得に要する資金及び対象者の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案し、本株式併合後に本資金提供の実施を予定しております。なお、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本自己株式取得における自己株式取得の対価（株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）の算出においては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の富士通の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に富士通が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額と同等となる金額を基準としております。そのため、富士通が、対象者の少数株主の皆様比して利益を得るものではありません。

対象者が2023年12月12日付で公表した「JICC-04株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「2023年12月12日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2023年12月12日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

さらに、対象者が本日公表した「JICC-04株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下、2023年12月12日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者から、国内外（日本並びに中国、韓国及びベトナム）の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本取引基本契約書に規定された本公開買付前提条件のうち本クリアランス取得が完了した旨の本公開買付前提条件を充足したことから、その他の本公開買付けの公表日に充足されるべき本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを前提として、2025年2月18日を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を2025年1月22日に受け、対象者は、対象者特別委員会から提出された追加答申書（「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義されます。）の内容を最大限尊重しながら対象者の業績や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2025年2月17日現在においても、本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、本日開催の取締役会（以下、2023年12月12日開催の取締役会と併せて「両取締役会」といいます。）において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記の各対象者取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、1946年2月に家庭用電球のリサイクルを主な事業とする合資会社長野家庭電器再生所として創業し、その後事業拡大のため、同年9月に新光電気工業株式会社に改組、改称したとのことです。そして対象者は、1957年には富士通の資本参加をもとに半導体分野への新たな事業展開を図り、進歩を続けるエレクトロニクス産業において半導体パッケージのリーディングカン

パニーを自負する企業として幅広い半導体実装技術に基づく製品の開発・製造・販売を行ってきたとのことです。すなわち、本日現在、対象者及び子会社9社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成される対象者グループは、開発・設計から出荷に至る一貫生産体制により、それぞれ世界トップクラスのシェアを有するフリップチップタイプパッケージ（注3）、プラスチックBGA基板（注4）、リードフレーム（注5）等のさまざまな半導体パッケージの開発・製造及び販売、ICの組立・販売並びに半導体製造装置用セラミック静電チャック（注6）の開発・製造及び販売を主要な事業としているとのことです。また、対象者株式は、1984年12月に東京証券取引所市場第二部へ上場、1996年9月に市場第一部へ指定替え、その後の東京証券取引所の再編を経て、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者グループは、中長期的な成長が見込まれるエレクトロニクス産業にあって、半導体の進化を支え、半導体の優れた機能を人々の生活へと繋ぐテクノロジーをもとに、世界中の人々の暮らしを豊かに彩るものづくりに取り組むとともに、お客様のニーズを起点とする優れた製品を開発・製造・販売することによって、「限りなき発展」を目指しているとのことです。また、このような「技術力」、「発展性」とともに、「国際性」、「温かさ」を企業理念として掲げ、世界各国のお客様と取引を行い、各地に拠点を展開するグローバル企業として国際社会での共存共栄を念頭に置き、多様な人材の能力を結集し、社員一人ひとりの成長を実現できる環境づくりに努め、「人と地球環境の温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進することにより、社会の健全な発展に寄与し、輝かしい未来の創造に貢献することを目指しているとのことです。

（注3） フリップチップタイプパッケージは、パソコンやサーバーのCPUをはじめ高性能半導体に主に使用されている半導体パッケージで、微細な配線パターンや多層構造、優れた電気特性等により、半導体の高速化・高密度化のニーズに対応しているとのことです。

（注4） プラスチックBGA基板は、スマートフォン向け半導体メモリー及び自動車向けマイクロコントロールユニット（MCU）などに主に使用されている半導体パッケージで、微細な配線パターンや多層構造等により、半導体の小型化・薄型化・高密度化のニーズに対応しているとのことです。

（注5） リードフレームは、スマホやパソコン、自動車、家電をはじめ幅広い用途に採用されており、対象者では精密な金型を用いたプレス加工並びにエッチング加工によって、さまざまなリードフレームを提供しているとのことです。

（注6） セラミック静電チャックは、半導体製造装置のエッチング装置などに使用されている部品で、静電気をういてシリコンウエハーを吸着・固定する役割を担っており、半導体製造装置の高性能化のニーズに対応しているとのことです。

第5世代移動通信システム（5G）の普及や、ビッグデータ、AI、IoTなどの活用の広がりによるDXの進展が、経済や社会の仕組みに変化をもたらし、これまでとは次元の異なるイノベーション

ョンを生み出す可能性を秘めており、半導体は、その可能性を実現するキーテクノロジーとして革新を続けていくことが期待されるとともに、戦略的な観点からもその重要性がさらに高まる状況にあるとのことです。また、自動運転、EV（電気自動車）等の技術開発が加速する自動車市場や人々の健康を支える医療分野など、半導体は、今後も市場を拡大することが見込まれているとのことです。加えて、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速し、GX（Green Transformation）の実現に不可欠なテクノロジーの進化を支えるキーデバイスとして、半導体のニーズはさらに高度化・多様化することが想定されるとのことです。一方、これまで、半導体の製造プロセスにおいて、ウェハー上に回路パターンを形成する前工程における微細化の進展が半導体の性能向上を主導してきましたが、半導体のさらなる高機能化・多機能化のニーズに対応するため、近年、後工程にあたるパッケージングプロセスの重要性が高まっているとのことです。特に、対象者が主な事業内容とする半導体パッケージは、パソコンやサーバーのCPU等の高性能半導体で使用されているフリップチップタイプパッケージをはじめ、半導体の一層の高機能化・高速化と省電力対応に欠くことのできない中核製品として半導体産業におけるニーズを高め、注目を集めているとのことです。

このような産業にあつて、対象者グループは、これまで培ってきた多様かつ最先端の半導体実装技術をベースに、業界有数の製品シェアを有する各種半導体パッケージをはじめとして、高い競争力を持つ製品の開発とものづくりの革新に努め、お客様にとって、機能・性能、コスト、品質全てにおいて価値の高い製品・サービスを提供することにより、お客様の成功を支え、自らの発展・成長を目指しているとのことです。また、対象者グループは、キャッシュ・フローを重視し、常に利益を創出できる強固な経営基盤の確立に努め、かつコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、「成長分野への重点的展開」、「強固な生産体制の構築」、「SHINKO Wayの推進」に重点をおいた経営戦略を展開しているとのことです。

今後の経済環境は、米国においては、堅調な雇用・所得環境を背景に個人消費が底堅く推移し、また、日本では、社会経済活動の正常化に伴い、緩やかな回復が見込まれるものの、エネルギー、原材料価格等の高騰に加え、ロシア・ウクライナ紛争の長期化及び世界的なインフレ進行、欧米各国の金融引き締め、中国経済の減速等による景気後退が懸念されるなど、世界経済及び日本経済は、先行き不透明な状況が続くものと思われるとのことです。

半導体業界におきましては、世界的な景気減速やコロナ特需の反動等を背景とするパソコンやスマートフォン等の需要減退や在庫調整の長期化及び半導体輸出規制の影響等により、厳しい市場環境となることが想定されているとのことです。一方で、5Gの普及、AI・IoTの活用拡大、DXの進展等による社会・経済のデジタル化によって、今後も半導体は用途を広げ、需要は中長期的に拡大することが見込まれ、一層の高機能化・高性能化のニーズがさらに高まることが想定されるとのことです。また、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速する中で、再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーの推進をはじめとするGXの実現を支えるキーテクノロジーとして半導体の重要性が高まるとともに、高度化・多様化する市場のニーズや需要動向の変化に対し、

迅速かつ柔軟に対応し得る開発・生産体制を構築することを要するなど、世界規模での競争が一段と激化することが予想されるとのことです。

このような厳しい環境下にあつて、対象者グループとしては、全社において一層の生産性向上、コストダウン等の取り組みを強化するとともに、積極的な受注活動を展開することにより、売上確保を図っているとのことです。また、高い成長が見込まれる市場に向け継続的・重点的に設備投資を実施し、生産能力の増強による売上の拡大を従前より図ってきたとのことです。引き続き、成長市場向けの設備投資・技術開発を着実に実行し、今後の発展を目指しているとのことです。半導体の一層の高機能化・高速化や省電力化等のニーズに対応するフリップチップタイプパッケージについては、対象者6ヶ所目の生産拠点として、2023年12月に竣工した千曲工場（長野県千曲市）の整備に注力するなど、サーバー向け等の先端半導体市場の拡大を踏まえ、生産体制強化及び顧客基盤の拡充に取り組んでいるとのことです。加えて、中長期的に大きな成長が予想されるハイパフォーマンスコンピューティング市場のニーズに対応することを目的に、対象者が開発したi-THOP®（integrated Thin film High density Organic Package：アイソップ）をはじめとする次世代フリップチップタイプパッケージの千曲工場における新たな設備投資を計画しており、この計画は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）に基づく「供給確保計画」に認定されているとのことです。セラミック静電チャックについては、半導体製造装置市場の拡大に伴い、その基幹部品として継続的な需要伸長が想定されることから、高丘工場（長野県中野市）新棟の整備等により、量産体制の拡充を図っているとのことです。このほか、新井工場（新潟県妙高市）において、半導体メモリーの高速化・大容量化に対応するプラスチックBGA基板の生産能力増強を図るべく、着工した新棟建設を推進するなど、半導体の高性能化に寄与する対象者製品の更なる市場拡大を目指しているとのことです。

また、厳しい事業環境において、収益基盤の一層の強化を図るべく、開発・設計から生産に至る全ての段階において品質を造り込み、優れた製品を安定的に供給することができる生産体制の確立に努めるとともに、市場の動向を的確に捉え、これまで培った多様な半導体実装技術をもとに、高い競争力を持つ新製品の開発や商品化に注力しているとのことです。

上記のような対象者を取り巻く経営環境の中で、対象者製品・テクノロジーの中長期的な市場拡大の可能性を的確に捉え、「限りなき発展」を目指す上で、市場ニーズを先取りする技術開発や機動的な設備投資の実行がますます重要となり、加えてそれらに要する資金規模も大型化することが想定され、厳しさを増す競争環境において、これまで以上に意思決定のスピードアップや資金調達手段の多様化並びに対象者の事業推進において根幹となる人的資本の拡充など、対象者の持続的な企業価値向上を実現する方策について、対象者の少数株主の皆様の利益に配慮しつつ、資本構成のあり方を含めたさまざまな検討を進めてきたとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

JICC は、2018 年 9 月に、産業競争力強化法に基づき、オープンイノベーション（注 7）を通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与するべく発足した投資会社である JIC の完全子会社であり、オープンイノベーションによる企業の成長と競争力強化のための資金供給を通じて民間投資を促進するとともに、投資人材の育成等を行い、我が国の次世代産業を支えるリスクマネーの好循環創出を目的に設立されました。大規模・長期・中立的なリスクマネー供給を通じて、国内産業の国際競争力強化に向けた事業再編の促進、Society 5.0（注 8）の実現に向けた新規事業・新産業の創造、デジタルトランスフォーメーション（DX）（注 9）促進をはじめとした次世代社会基盤の構築、社会的課題の解決、民間資金の呼び水といった政策目標と収益目標の両立をミッションとしています。かかる理念の下で設立された JICC としては、対象者が現在の資本構成に制限されることなく、また短期的な業績変動に動じることなく、非公開化した上で企業価値の向上を目指すこと、並びにこれをもって対象者の事業が対面する半導体業界の国際競争力強化に向けた民間資金獲得の契機に繋げることを本取引の主たる目的としております。

（注 7） 「オープンイノベーション」とは、組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流出入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすことをいいます。

（注 8） 「Society 5.0」とは、2016 年 1 月 22 日に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画において提唱された我が国が目指すべき未来社会の姿であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいいます。

（注 9） 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいいます。

JICC は 2020 年 9 月の設立以来、JIC グループ（JIC 並びにその子会社及び関連会社の総称を意味します。）内における、バイアウト投資（注 10）・ラージグロース投資（注 11）を担うファンドとして、投資機会を検討してまいりました。具体的には、JICC は、2023 年 10 月に日立 Astemo 株式会社への資本参加を完了しており、JICC の資本参加を通じて、JICC が有する自動車業界を含む豊富な投資・支援実績を踏まえた知見や情報ネットワークの提供を行うことにより、競争優位性のあるソフトウェア開発力を生かしながら、先進分野への投資を加速させ、持続的な成長の実現を支援してまいります。

（注 10） 「バイアウト投資」とは、国内外企業の再編・統合を通じて、産業構造の改革及び国際競争力強化を目指す投資戦略をいいます。

（注 11） 「ラージグロース投資」とは、国内外の高成長企業への出資により、当該企業の国際競争力強化を目指す投資戦略をいいます。

また、JICC は、半導体材料領域において、2023 年 6 月 26 日に、JSR 株式会社（以下「JSR」といいます。）の公開買付けを通じた非公開化を行う方針を公表し、2024 年 6 月 25 日に、当該非公開化を完了しております。JICC は、かかる JSR の非公開化を通じて、JSR のパートナーとして、政府系ファンドという中立性を生かしながら国内半導体材料業界における円滑な業界再編や統合に向けた支援を行うとともに、JSR の短期的な業績変動にとらわれない構造改革を推進することで企業価値向上の実現を支援してまいります。

これに加えて、JICC には、JIC が全株式を所有し、JICC と同様のミッションを掲げる株式会社 INCJ（以下「INCJ」といいます。）にて投資経験を有する人員も複数参画しており、国内外の幅広い官民ネットワークに加え、上記のとおり、近接領域における投資実績や国内業界再編案件、大規模かつ複雑な案件の遂行を通じて知見を蓄積してまいりました。

半導体領域における投資事例として、INCJ では、2012 年に三菱電機株式会社、株式会社日立製作所及び日本電気株式会社の各半導体事業が前身のルネサスエレクトロニクス株式会社（以下「ルネサス」といいます。）への投資を実行しております。当該投資は、世界最高水準の技術力を誇るルネサスに対し、変化の激しい半導体業界を生き抜くための強靱な収益構造構築のための改革及び成長投資の推進の支援を行い、我が国の半導体産業の国際的競争力の回復及び強化を目指すことを企図したものです。投資実行後には、ルネサスは、新たな株主構成の下でガバナンスを整備するとともに、生産・事業・人員施策を含む構造改革の着実な実行により、確実に利益を出せる体質に変革を遂げました。さらに、ルネサスは、2017 年以降 Intersil Corporation、Integrated Device Technology, Inc 及び Dialog Semiconductor Plc といった半導体企業を買収し、製品ラインナップ・顧客ベースを拡充することでグローバル半導体メーカーとして成長を加速させることに成功しております。

DNP グループは、企業理念に「人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する。」ことを掲げて、持続可能なより良い社会、より心豊かな暮らしを実現するために、長期的視点に基づいて事業活動を展開しているとのことです。DNP グループ独自の「P&I」（印刷と情報：Printing & Information）の強みを活かし、社会課題を解決するとともに、人々の期待に応える新しい価値の創出に取り組んでいるとのことです。DNP グループでは、2023 年 4 月に策定した 2023-2025 年度の中期経営計画において、情報社会を支える半導体関連を注力事業領域の一つとして位置付け、半導体部材の「フォトマスク」を提供しているとのことです。また半導体関連事業における次世代の成長をけん引する新規事業として先端半導体の実装部材である「TGV ガラスコア基板」を開発しているとのことです。

三井化学は、1997 年 10 月 1 日をもって三井化学の前身である三井石油化学工業株式会社と三井東圧化学株式会社とが対等合併して発足した会社であり、その淵源は、1933 年 4 月に、三井東圧化学株式会社の前身である東洋高压工業株式会社が福岡県大牟田市で硫安工業の操業を開始したことに始まるとのことです。1955 年 7 月に三井グループ 8 社により設立された三井石油化学工業は、1962 年 10 月、東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に上場し、1965 年 2

月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所第一部に指定（大阪証券取引所第一部については、2003年12月に上場廃止）されているとのことです。なお、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。また、三井化学及び三井化学の連結子会社127社、ジョイント・オペレーション（共同支配事業）4社並びに関連会社及びジョイント・ベンチャー（共同支配企業）25社（2024年12月31日現在）（以下「三井化学グループ」といいます。）は、(i) 「ライフ&ヘルスケア・ソリューション」、(ii) 「モビリティソリューション」、(iii) 「ICTソリューション」、(iv) 「ベーシック&グリーン・マテリアルズ」の4事業領域を主な事業とし、長期経営計画「VISION 2030」に基づき、(i) (ii) (iii) の3事業を成長領域と捉えて、高成長・高収益のグローバルスペシャリティケミカル事業とすることを目指しているとのことです。(iii) の「ICTソリューション」事業には、「半導体・実装ソリューション」、「イメージングソリューション」、「電池材料ソリューション」、「コンバーティングソリューション」の4つの事業領域を設定し、ユニークな事業の創造・拡大を図る戦略により三井化学グループの第3の柱への成長を図るとのことです。

上記「① 対象者を取り巻く経営環境等」に記載の経営環境の下において、対象者は、企業価値の向上に向けた様々な経営戦略の検討を進める中、2021年9月、富士通より、本富士通保有株式の全部又は一部を売却したい旨の意向を受け、本富士通保有株式の具体的な売却方法について、2022年1月から、富士通との間で協議を開始したとのことです。その後、富士通は、売却先となり得る複数の潜在的な候補者と面談を実施するとともに、富士通グループからのカーブアウトの方法及び潜在的な候補者との資本業務提携等様々な選択肢を検討したとのことです。その間、富士通と対象者との間では断続的に協議は行われていたものの、具体的な交渉は行われず、協議は進展しなかったとのことですが、その後、対象者は、2022年6月に富士通から具体的な提案を受けたことから、2022年7月より、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を財務アドバイザー及び第三者算定機関として、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を財務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業。以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を法務アドバイザーとしてそれぞれ選任したとのことです。

その上で、対象者は、2022年7月から2023年3月にかけて実施した富士通との協議を踏まえ、富士通グループのみならず少数株主の皆様の利益が最大化されると同時に、対象者グループの企業価値の更なる向上が実現されるよう、上場維持を含む様々な選択肢を慎重に検討したとのことです。その結果、対象者は、対象者事業に強い関心を示すと考えられる複数の候補者を対象とした、本富士通保有株式の全部売却による対象者の資本政策についての入札手続（以下「本入札プロセス」といいます。）を実施することが対象者及び対象者の株主の皆様にとって望ましいとの判断に至ったとのことです。かかる判断に基づき、対象者及び富士通は、2023年3月下旬より、事業上のシナジーに照らして対象者との協業に関心があると想定される事業会社や本邦市場で十分な投資実績を有する投資ファンドを含めた潜在的な売却先に打診し、本入札プロセスへの参加

に関心を有した事業会社1社や投資ファンド8社（JICCを含みます。）に対して第一次入札プロセスを開始したとのことです。

JICCは、以前から富士通との面談を通じて、対象者を含む様々な投資機会について継続的に意見交換をしてきましたが、上記第一次入札プロセスの一環として、富士通の財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、同入札プロセスへの参加に関する打診を受け、当該プロセスへの参加に至りました。

当該打診を受け、JICCは、対象者より提供を受けた対象者の事業にかかる見通し、経営方針等の情報に基づく初期的な検討を行い、2023年5月12日に、中長期的な視点で企業価値の向上を図るべく、対象者株式の公開買付け及びスクイズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化を提案する法的拘束力を持たない意向表明書（以下「初期意向表明書」といいます。）を提出いたしました。

そして、対象者及び富士通は、同年5月下旬、JICCを含む複数の候補者が対象者による富士通からの自己株式取得を含む取引手法を前提とした意向表明書を提出したことから、内容について慎重に検討を行い、第二次入札プロセスへの参加を打診するJICCを含む4社の投資ファンドを選定したとのことです。

その後、同年6月下旬より、第二次入札プロセスを開始し、候補者による対象者に対するデュー・ディリジェンスを経て、同年9月にJICCから法的拘束力のない提案を受領し、同年10月に他の候補者1社から法的拘束力のない提案を書面で受領し、同年11月にJICCから法的拘束力のある最終提案を書面で受領したものの、当該他の候補者1社からは法的拘束力のある最終提案の提出がなされなかったため、各候補者の提案内容を総合的に検討した結果、同月下旬、JICC及び他の候補者の中から、取引価格、取引確実性、取引迅速性を主要な判断軸として、JICCを最終買付候補者として選定し、JICCと本自己株式取得を含む本取引の実施に向けた協議及び検討を開始したとのことです。

JICCは、初期意向表明書提出後、2023年6月下旬に、富士通の財務アドバイザーである野村證券及び対象者の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、第一次入札プロセスの通過及び第二次入札プロセスへの参加意向確認に関する連絡を受けました。また、JICCは、DNP及び三井化学それぞれとの間で、本入札プロセスが開始される前から、対象者以外も含めた企業に対する新たな投資機会における共同検討に関して情報交換を行っていました。その一環として、対象者についても潜在的な投資機会の一つとして認識し情報交換を行っていたところ、2023年6月1日の富士通子会社売却に係るBloombergによる観測記事の掲載を踏まえ、協働して本取引を実施することに関する具体的な協議を開始しました。そして、第二次入札プロセスにおいて本取引を検討するに際して、同年6月下旬に対象者及び富士通に対して、JICCとDNP及び三井化学との本取引における協働を申し出、承認する旨の連絡を受けたことを踏まえ、本取引における資金調達の蓋然性をさらに高めること、並びにDNP及び三井化学の知見を活用することによる対象者の企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの更なる理解を得るため、DNP及び三井化学と協働して第二次入札プロセスへ参加することにつき検討を開始し、同年7月下旬か

ら9月中旬にかけて DNP 及び三井化学と協働して対象者のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の事業内容及び対象者を取り巻く経営環境、成長戦略、経営課題等に対する理解を深めると同時に、会計、税務、法務、環境などの分野に関して確認を行ってまいりました。デュー・ディリジェンスを進める中、JICC、DNP 及び三井化学は、本取引が、対象者が世界をリードし続けるための貴重な協働の機会であるとの認識を確認し、以下のとおり、対象者にとって JICC、DNP 及び三井化学のコンソーシアムである公開買付者が最適なパートナーであると確信するに至りました。すなわち、政府系ファンドとして大規模・長期・中立的なリスクマネーを供給できる JICC が主導して対象者を非公開化することにより、不確実な経済環境が続く中であっても、短期的な業績変動に動じず、中長期的な観点で企業価値の向上に資する取組みを推進していくことができると考えております。JICC は、対象者を取り巻く事業環境は、市場ニーズを先取りする技術開発や機動的な設備投資の実行がますます重要となり、加えてそれらに要する資金規模も大型化することが想定されるため、短期的な業績変動にとらわれない中長期的な観点での取組みや意思決定の迅速化を、対象者の非公開化を通じて実現することが特に重要と考えております。また、DNP においては、長年培った微細加工技術、精密塗工技術及び材料開発技術と対象者が有する半導体パッケージ関連技術を組み合わせることで、対象者の目指す次世代半導体ビジネスに貢献すること、また、三井化学においては、対象者の半導体パッケージ基板技術と三井化学の材料技術を連携させることで、対象者の次世代半導体パッケージ基板の分野における市場競争力の強化・維持、及び顧客へのソリューション提案力の強化を図ることができると考えております。そして、JICC、DNP 及び三井化学それぞれが、上記を一体となって取り組むことにより、対象者の中長期的な企業価値に大きく貢献することができると考えています。

なお、JICC は、対象者の非公開化による重大なデメリットは特に存在しないものと考えております。具体的には、対象者の富士通グループからの離脱による影響として、富士通グループに属することによる信用力の喪失、及び、富士通による業務支援の喪失が考えられますが、前者に関しては日本政府系ファンドである JICC 並びに日本における大手企業である DNP 及び三井化学が対象者の株主となることで、対象者の非公開化後も対象者の信用力を補完することができると考えており、後者に関しては、対象者の非公開化後に外部への委託等を行うことで代替可能であるため、富士通グループからの離脱に伴う重大なデメリットは存在しないものと考えております。

また、JICC は、2023 年8月下旬、公開買付けにおける資金調達先候補として協議していた八十二銀行より、対象者をメインバンクの1行として長年にわたり支援してきた実績を活かし、リスクマネーの供給を通じて対象者の成長を支えることで中長期的な企業価値向上をより多面的に支援し、ひいては長野県内における地域活性化にも貢献する観点で、グループ会社の八十二インベストメントを通じて本取引への協働に加わりたい旨の打診を受け、また、2023 年9月上旬、八十二インベストメントが協働に加わることにつき対象者及び富士通よりこれを認める旨の連絡を受けたことを踏まえ、2023 年9月下旬、八十二インベストメントにおいても対象者へのデュー・ディリジェンスを行った結果、八十二インベストメントは、本 JICC ファンドに対し、八十二サス

テナビリティ1号投資事業有限責任組合を通じて有限責任組合員として出資を行うこととしたとのことです。

JICCは、我が国の先端半導体の開発における中心的な役割を担う1社と考えられる対象者の非公開化を実現することで、対象者の各事業における本来の潜在成長力を最大限引き出し、ひいてはグローバルでもトップ水準にある対象者の技術を維持・進化させながら、更なる日本の産業振興につなげる道筋を作りたいと考えております。具体的には、JICCは、対象者が今後、経済産業省が構想する半導体製造基盤強化の観点でも技術革新を支える部品・素材企業として重要な位置に付けられると考えています。

5Gの普及、AI・IoTの活用拡大、DXの進展等による社会・経済のデジタル化によって、今後も半導体は用途を広げ、需要は中長期的に拡大することが見込まれ、一層の高機能化・高性能化のニーズがさらに高まることが想定される一方、迅速かつ柔軟に対応し得る開発・生産体制の構築を要するなど、世界規模での競争が一段と激化することが予想されています。

こうした背景の下、本公開買付けを通し、対象者が短期的な業績に動じず、中長期的な観点で企業価値向上に資する取組を推進できるよう、JICCはDNP、三井化学、また八十二インベストメントと共に対象者の非公開化を図り、対象者がこれまで培った多様な半導体実装技術をもとに、チップレット技術や光電融合技術といった先進半導体パッケージ分野の事業化を強力に支援していくことができると考えております。

それにより、対象者の事業、技術は、半導体プロセスの微細化競争及び3次元実装を中心とした先端領域の技術開発、また光電融合技術等の次世代半導体技術を他国に先んじて実用化することに大きく貢献することができるものと考えております。

このように、JICC、DNP及び三井化学により構成されるJICC連合は、関連業界での豊富な投資経験に基づく知見の提供や、投資先各企業の紹介、技術提携等を通じ、対象者とその株主の皆様、経営陣の皆様、その他ステークホルダーの利益を共に最大化することが可能であると考えています。

上記の検討を踏まえ、JICCは、2023年9月15日に、富士通及び対象者に対し、本公開買付価格について、対象者株式1株当たり6,000円、本自己株式取得価格について、対象者株式1株当たり4,320円とする法的拘束力のない提案を書面で行いました（対象者株式1株当たり6,000円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた2023年9月15日の前営業日である2023年9月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値6,015円に対して0.25%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム・ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,907円（小数点以下を四捨五入しております。以下終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して1.57%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,818円に対して3.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,107円に対して17.49%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。

その後、JICCは、同年9月21日に富士通より本公開買付価格及び本自己株式取得価格の引き上げに関する検討を依頼されたことを受け、同年9月26日に、富士通及び対象者に対し、本公開買

付価格について、対象者株式1株当たり6,100円、本自己株式取得価格について、対象者株式1株当たり4,391円に引き上げる法的拘束力のない提案を書面で行いました（対象者株式1株当たり6,100円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた2023年9月26日の前営業日である2023年9月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,895円に対して3.48%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,923円に対して2.99%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,843円に対して4.40%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,213円に対して17.02%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。この時点では、公開買付者は、本取引のための必要資金の調達方法のうち、普通株式による出資及び無議決権優先株式による出資について各出資者からのコミットメントレターの取得が未了であったことに加え、シニアローンについて金融機関からのコミットメントレターの取得も未了な状態でありました。

その後、同年10月18日、JICCは対象者より、2024年3月期第3四半期以降の業績の最新の見通しに関する説明（以下「2023年10月18日業績説明」といいます。）を受けました。2023年10月18日業績説明において、対象者は、最新の市況に基づき、対象者の業績回復時期が当初見通しより遅れており、2024年3月期の売上高が下方修正された旨の説明を行ったとのこと。JICCは、当該説明の内容を踏まえ、富士通との間で提案内容や本公開買付価格及び本自己株式取得価格に関する継続的な協議・交渉を重ねた結果、対象者が創出可能なキャッシュ・フローが特に短期において減少したこと、その結果将来のアップサイドへの対象者の追加投資余力が下がったと判断しました。そこで、JICCは、同年11月7日に、富士通に対し、最終提案提出に先んじて、本公開買付価格について、対象者株式1株当たり5,700円に引き下げることを提案しました（対象者株式1株当たり5,700円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた2023年11月7日の前営業日である2023年11月6日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,345円に対して6.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,436円に対して4.86%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,715円に対して0.26%のディスカウント、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,555円に対して2.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。その後、JICCは、富士通から、同年11月7日に、本公開買付価格の引き上げに関する検討を依頼されたことを受けて、同年11月7日、富士通に対し、本公開買付価格について、JICCとして考える適正な範囲内の価格として対象者株式1株当たり5,900円に引き上げる提案を行いました（対象者株式1株当たり5,900円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた2023年11月7日の前営業日である2023年11月6日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,345円に対して10.38%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,436円に対して8.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,715円に対して3.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,555円に対して6.21%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。また、その後、富士通は、JICCに対し、同年11月8日に、本公開買付価格の引き上げに関する再検討を依頼したとのことであり、JICCは、当該依頼を受け、同年11月8日、富士通に対し、本公開買付価格について、JICCとして考える適正な範囲内の価格として、対象者株式1株当たり5,910円に引き上げる提案を行いました（対象者株式1株当たり5,910円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされ

た 2023 年 11 月 8 日の前営業日である 2023 年 11 月 7 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,057 円に対して 16.87%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,417 円に対して 9.10%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 5,700 円に対して 3.68%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,552 円に対して 6.45%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)

その後、JICC は、同年 11 月 11 日に、富士通及び対象者に対し、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 5,910 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,211 円とする法的拘束力のない提案を書面で行いました（対象者株式 1 株当たり 5,910 円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた 2023 年 11 月 11 日の前営業日である 2023 年 11 月 10 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,327 円に対して 10.94%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,382 円に対して 9.81%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 5,673 円に対して 4.18%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,580 円に対して 5.91%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。対象者は、当該提案内容について検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、同年 11 月 16 日、JICC に対し、本公開買付価格が対象者の少数株主の利益確保の観点で十分な水準であると結論づけることはできないとの理由で、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことですが、JICC は、同年 11 月 20 日に、改めて、富士通及び対象者に対し、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 5,910 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,211.1 円とする法的拘束力のある最終提案（以下「最終提案」といいます。）を書面で行いました（対象者株式 1 株当たり 5,910 円の本公開買付価格の提案は、当該提案がなされた 2023 年 11 月 20 日の前営業日である 2023 年 11 月 17 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,465 円に対して 8.14%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,314 円に対して 11.22%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 5,645 円に対して 4.69%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,623 円に対して 5.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）。最終提案の提出に当たり、JICC においては、本取引のための必要資金の調達方法のうち、普通株式による出資及び無議決権優先株式による出資について各出資者（JICC、DNP、三井化学及び八十二インベストメント）からのコミットメントレターの取得、並びにシニアローンについて金融機関（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、八十二銀行及びあおぞら銀行）からのコミットメントレターの取得が完了していました。対象者は、最終提案の提案内容について検討した対象者特別委員会の意見を踏まえ、同年 11 月 21 日、JICC に対し、対象者事業の中長期の見通しが変わらないことも踏まえれば、価格の引き下げは望ましくなく、また、本公開買付価格が対象者の少数株主の利益確保の観点で十分な水準であると結論づけることはできないとの理由で、本公開買付価格の引き上げを改めて要請したとのことですが、JICC は、直近の半導体市況などを踏まえた総合的な判断により本公開買付価格の見直しの必要はないと判断しました。

その後、JICC、富士通及び対象者は、最終提案の提出以降、最終提案の内容や本公開買付価格及び本自己株式取得価格に関する継続的な協議・交渉を重ねる中で、JICC は、対象者特別委員会より、2023 年 11 月 27 日に、公開買付者が提示した対象者株式 1 株当たり 5,910 円の公開買付価格の基礎となる考え及び根拠並びに最終提案に係る本公開買付価格及び本自己株式取得価格が同年

9月26日付の提案内容より引き下げられた理由に関する質問を書面で受領しました。当該質問を受け、JICCは、2023年11月30日に、対象者が開示した財務情報等の資料、JICCが対象者に対して2023年7月下旬から9月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、当該分析を反映した財務モデルの作成を行い、JICCとして必要とする投資リターンが確保できる公開買付価格を算出した旨及び2023年10月18日業績説明と2023年10月26日に行われた第2四半期の決算発表に加え、直近の半導体市場や金利動向等のマクロ環境の不確実性を踏まえた総合的な判断により本公開買付価格及び本自己株式取得価格を引き下げた旨の回答を対象者特別委員会に対し書面で送付しました。

また、2023年11月28日に、JICCは、富士通より、本公開買付価格の引き上げについての要求を書面で受領しました。加えて、2023年12月4日に、JICCは、対象者より、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対象者及び対象者特別委員会の見解を書面で受領しました。当該書面においては、公開買付価格の基礎となる考え及び根拠並びに価格引き下げの理由に関するJICCからの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、対象者及び対象者特別委員会が意思決定に際し重視する対象者の本源的価値の前提となる、対象者の中長期的な事業の見通しは変わっていないこと及び半導体市場の回復がずれ込む見通しとなったことを踏まえて2024年3月期の業績予想の見直しを行ったものの、かかる半導体市場の回復のずれ込みによって対象者の本源的価値に本質的な影響はないこと並びに公表日前営業日を基準とするプレミアムについても相当程度勘案をする必要があると考えられるところ、現在の本公開買付価格5,910円を前提とするプレミアム水準では、本公開買付け成立の蓋然性について懸念があること等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨が記載されていました。

その後、同月5日に、JICCは、対象者特別委員会より、中長期的な事業の見通しは変わっていないにもかかわらず、本公開買付価格を引き下げた理由及び同年9月26日から最終提案を提出した同年11月20日までの短期間において半導体市場や金利動向等のマクロ環境の見立てが変化したのか等に関する再質問を書面で受領しました。

こちらを受け、同月6日に、JICCは、対象者に対し、本公開買付価格5,910円を維持する旨の回答を書面で送付しました。当該書面において、JICCは、対象者の第2四半期の決算実績及び通期業績予想の修正とともに、当該下方修正により成長投資等が後ろ倒しになるリスク、半導体市場の回復の遅れ及びボラティリティや不透明な金利動向、不安定な世界情勢による潜在的な地政学リスク等のマクロ環境の観点並びに憶測報道等がなされた案件におけるプレミアムの考え方等を理由に価格引き下げは妥当であり、本公開買付価格5,910円を維持する旨を回答いたしました。

また、同月7日に、JICCは、対象者特別委員会に対して、再質問への回答として、上記のマクロ環境の観点から、価格の引き下げは妥当である旨回答しました。

その後、同月8日に、JICCは、対象者より、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対象者及び対象者特別委員会の見解を書面で再度受領しました。当該書面においては、JICCからの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、JICCが主張するマクロ経済状況の短期的な変化による対象者の本源的価値への本質的な影響はないことや現在の本公開買付価格5,910円を前

提とするプレミアム水準では、本公開買付け成立の蓋然性について懸念があること等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨が記載されていました。

こちらを受け、同月 10 日に、JICC は、対象者に対し、本公開買付価格 5,910 円を維持する旨の回答を書面で送付しました。当該書面において、JICC は、中長期的な事業見通しに加え、短期的な事業見通しの悪化に伴う将来のアップサイドへの影響、半導体市況の見通しやマクロ経済状況といったマクロ要因等、総合的な判断に基づき、引き続き本公開買付価格 5,910 円を維持する旨を回答いたしました。

その後、JICC は、対象者及び富士通より、JICC からの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、同月 12 日、JICC からのこれまでの回答内容には一定の合理性が認められるものの、対象者の少数株主利益を十分に確保出来ていると結論付けることが依然難しいこと等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対象者、対象者特別委員会及び富士通の見解を口頭で再度受領しました。

これらの対象者、対象者特別委員会及び富士通からの要請を受け、JICC は、同月 12 日、対象者及び富士通に対し、度重なる対象者特別委員会、対象者及び富士通の要請を受けたことを理由に、対象者の本源的価値評価の範囲内の価格としつつ本公開買付け成立の蓋然性をより高めるため、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 5,920 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,218.1 円とする旨の提案を書面で送付しました。その後、JICC は、同月 12 日、対象者及び富士通より、JICC の当該提案に合意する旨の回答を書面で受領しました。

その後、公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国内外の競争法等に基づく必要な手続及び対応を進めておりましたが、2024 年 8 月 26 日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、同日時点で、日本、韓国、ベトナム及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、ベトナム及び中国においてかかる手続及び対応が完了しておりませんでした。その後、公開買付者は、ベトナム国家競争委員会から、本株式取得を承認することを決定する旨の 2024 年 11 月 20 日付の通知を受領し、ベトナムの競争法に基づく手続が完了したことを確認いたしました。また、中国の競争法に基づく本株式取得に係る事前届出については、中国国家市場監督管理総局から本株式取得を承認することを決定する旨の 2024 年 12 月 27 日付の通知を受領し、中国の競争法に基づく手続が完了したことを確認いたしました。そして、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、その他の本公開買付前提条件についても、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けを 2025 年 2 月 18 日より開始することといたしました。

本公開買付価格 5,920 円は、当該提案がなされた 2023 年 12 月 12 日の前営業日である 2023 年 12 月 11 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,240 円に対して 12.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,377 円に対して 10.10%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 5,502 円に対して 7.60%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,658 円に対して 4.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、本公開買付価格は、富士通グループの再編期待に伴う対象者株価変動のきっかけとなった、2023 年 6 月 1 日の富士通子会社売却に係る Bloomberg による観

測記事掲載の前営業日の終値 4,980 円に対して 18.88%、同日までの過去 1 ヶ月の終値単純平均値 4,519 円に対して 31.00%、同過去 3 ヶ月の終値単純平均値 4,094 円に対して 44.60%、同過去 6 ヶ月の終値単純平均値 3,898 円に対して 51.87%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

なお、当該提案では、富士通において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本公開買付価格及び本自己株式取得価格を設定した上で、本取引のスキームを提示しております。また、かかる本公開買付価格及び本自己株式取得価格の算出においては、(i) 本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の富士通の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮に富士通が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額と同等となる金額を基準としております。そのため、富士通が、対象者の少数株主の皆様に比して利益を得るものではありません。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、上記「①対象者を取り巻く経営環境等」に記載の経営環境の下において、企業価値の向上に向けた様々な経営戦略の検討を進める中、2021年9月、富士通より、同社が所有する対象者株式の全部又は一部を売却したい旨の意向を受け、本富士通保有株式の具体的な売却方法について、2022年1月から、富士通との間で協議を開始し、その後富士通は、売却先となり得る複数の潜在的な候補者と面談を実施するとともに、富士通グループからのカーブアウトの方法及び潜在的な候補者との資本業務提携等様々な選択肢を検討したとのことです。その間、富士通と対象者との間では断続的に協議は行われていたものの、具体的な交渉は行われず、協議は進展しなかったとのことです。その後、対象者は、2022年6月に富士通から具体的な提案を受けたことから、2022年7月より、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を財務アドバイザー及び第三者算定機関として、SMB C日興証券を財務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を法務アドバイザーとしてそれぞれ選任したとのことです。その上で、対象者は、2022年7月から2023年3月にかけて実施した富士通との協議を踏まえ、富士通グループのみならず少数株主の皆様の利益が最大化されると同時に、対象者の企業価値の更なる向上が実現されるよう、対象者の資本政策に係る様々な選択肢を慎重に検討した結果、本入札プロセスの実施が対象者及び対象者の株主の皆様にとって望ましいとの判断に至り、本入札プロセスを開始したとのことです。具体的には、2023年3月下旬より、第一次入札プロセス及び第二次入札プロセスで構成される本入札プロセスを開始し、対象者及び富士通は、複数の候補者を対象とするデュー・ディリジェンス及び各候補者との協議を含む入札手続を経て、同年9月に JICC から法的拘束力のない提案を受領し、同年10月に他の候補者1社から法的拘束力のない提案を書面で受領し、同年11月に JICC から法的拘束力のある最終提案を書面で受領したものの、当該他の候補者1社からは法的拘束力のある最終提案の提出がなされなかったため、各候補者の提案内容を総合的に検討した結果、同月下旬、

JICC 及び他の候補者の中から取引価格、取引確実性、取引迅速性を主要な判断軸として、JICC を最終買付候補者として選定し、JICC と本自己株式取得を含む本取引の実施に向けた協議及び検討を開始したとのことです。

具体的には、富士通及び対象者は、同年 9 月 26 日に、JICC より、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 6,100 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,391 円に引き上げる法的拘束力のない提案を書面で受領したとのことです。

その後、同年 10 月 18 日に、対象者は JICC に対し、2023 年 10 月 18 日業績説明を行ったとのことです。2023 年 10 月 18 日業績説明において、対象者は、最新の市況に基づき、対象者の業績回復時期が当初見通しより遅れており、2024 年 3 月期の売上高を下方修正した旨の説明を行ったとのことです。

その後、富士通及び対象者は、同年 11 月 11 日に、JICC より、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 5,910 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,211 円とする法的拘束力のない提案を書面で受領したとのことです。対象者は、当該提案内容について検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、同年 11 月 16 日、JICC に対し、本公開買付価格が対象者の少数株主の利益確保の観点で十分な水準であると結論づけることはできないとの理由で、本公開買付価格の引き上げを要請したとのことですが、富士通及び対象者が、JICC より、同年 11 月 20 日に、改めて、本公開買付価格について、対象者株式 1 株当たり 5,910 円、本自己株式取得価格について、対象者株式 1 株当たり 4,211.1 円とする法的拘束力のある最終提案を書面で受領したとのことです。

JICC、富士通及び対象者は、JICC による 2023 年 11 月 20 日付の最終提案の提出以降、最終提案の内容や本公開買付価格及び本自己株式取得価格に関する継続的な協議・交渉を重ねる中で、対象者は、最終提案の提案内容について検討した対象者特別委員会の意見を踏まえ、同年 11 月 21 日、JICC に対し、対象者事業の中長期の見通しが変わらないことも踏まえれば、価格の引き下げは望ましくなく、また、本公開買付価格が対象者の少数株主の利益確保の観点で十分な水準であると結論づけることはできないとの理由で、本公開買付価格の引き上げを改めて要請したとのことですが、JICC より、本公開買付価格の見直しの必要はないと判断したとの連絡を受けたとのことです。

対象者特別委員会は、JICC に対し、2023 年 11 月 27 日に、公開買付価格の基礎となる考え及び根拠並びに価格引き下げの理由に関する質問を書面で提出し、JICC より、2023 年 11 月 30 日に回答を書面で受領したとのことです。また、JICC は、富士通からは、2023 年 11 月 28 日に、本公開買付価格の引き上げについての要求を書面で受領しましたが、対象者は、JICC に対し、公開買付価格の基礎となる考え及び根拠並びに価格引き下げの理由に関する JICC からの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、2023 年 12 月 4 日、対象者及び対象者特別委員会が意思決定に際し重視する対象者の本源的価値の前提となる、対象者の中長期的な事業の見通しは変わっていないこと及び現在の本公開買付価格 5,910 円を前提とするプレミアム水準では、本公開買付け成立の蓋然性について懸念があること等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対

象者及び対象者特別委員会の見解を書面で送付し、さらに、対象者特別委員会は、2023年12月5日に、JICCに対し、中長期的な事業の見通しは変わっていないにもかかわらず、本公開買付価格を引き下げた理由及び同年9月26日から最終提案を提出した同年11月20日までの短期間において半導体市況や金利動向等のマクロ環境の見立てが変化したのか等に関する再質問を書面で提出したとのことですが、対象者は、同年12月6日、JICCより、対象者の第2四半期の決算実績及び通期業績予想の修正とともに、半導体市況のボラティリティや不透明な金利動向、不安定な世界情勢による潜在的な地政学リスク等のマクロ環境の観点並びに憶測報道等がなされた案件におけるプレミアムの考え方等を理由に価格引き下げは妥当であり、本公開買付価格5,910円を維持する旨の回答を書面で受領し、また、同月7日、対象者特別委員会は、JICCより、再質問への回答として、上記のマクロ環境の観点から、価格の引き下げは妥当である旨の回答を受領したとのことです。その後、対象者は、JICCに対し、JICCからの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、同月8日、JICCが主張するマクロ経済状況の短期的な変化による対象者の本源的価値への本質的な影響はないことや現在の本公開買付価格5,910円を前提とするプレミアム水準では、本公開買付け成立の蓋然性について懸念があること等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対象者及び対象者特別委員会の見解を書面で再度送付したとのことです。対象者は、同月10日、JICCより、中長期的な事業見通しに加え、短期的な事業見通しの悪化に伴う将来のアップサイドへの影響、半導体市況の見通しやマクロ経済状況といったマクロ要因等、総合的な判断に基づき、引き続き本公開買付価格5,910円を維持する旨の回答を書面で受領したとのことです。その後、対象者は、JICCに対し、JICCからの回答内容を検討した対象者特別委員会の意見を踏まえて、同月12日、JICCからのこれまでの回答内容には一定の合理性が認められるものの、対象者の少数株主利益を十分に確保出来ていると結論付けることが依然難しいこと等を理由に、本公開買付価格の引き上げを要請する旨の対象者、対象者特別委員会及び富士通の見解を口頭で再度連絡したとのことです。

その後、対象者及び富士通は、同月12日、JICCより、度重なる対象者特別委員会、対象者及び富士通の要請を受けたことを理由に、対象者の本源的価値評価の範囲内の価格としつつ本公開買付け成立の蓋然性をより高めるため、本公開買付価格について、対象者株式1株当たり5,920円、本自己株式取得価格について、対象者株式1株当たり4,218.1円とする旨の提案を書面で受領したとのことです。当該提案を踏まえ、対象者及び富士通は、同月12日、JICCに対し、「②公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、JICCの当該提案に合意する旨の回答を書面で送付したとのことです。

対象者は、富士通と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引及び本入札プロセスにおける候補者選定過程に関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本取引の目的の正当性・合理性、本取引に係る手続の公正性、及び本取引に係る取引条件の公正性・妥当性等について検討及び判断を行うことを目的として、第一

次入札プロセスが開始された直後の2023年4月14日に、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードに基づき2022年6月17日に設置された常設の特別委員会（以下「対象者特別委員会」といいます。）に対し、本取引における手続の公正性等について諮問しているとのことです（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。これに加えて、対象者は下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書の内容、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から取得した法的助言を踏まえ、対象者特別委員会から2023年12月12日に提出された答申書（以下「2023年12月12日付答申書」といいます。）の内容を最大限尊重し、本公開買付けに対して取締役会が賛同意見を表明すること及び株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、本取引を行うことは少数株主にとって不利益ではないか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

すなわち、対象者は、本入札プロセスを実施した上で、株式価値評価額、公開買付価格、取引のストラクチャー、資金調達力・資金調達の前提条件、企業価値向上に向けた施策を含む本取引実施後の経営戦略及びその支援体制、従業員の処遇及びガバナンス体制等の経営方針等の諸条件、競争法その他の適用法令に基づくクリアランス取得等の手続の確実性並びに少数株主の皆様の利益の最大化等の観点から、第二次入札プロセスに参加したJICCを含む各候補者からの提案内容を総合的に検討したとのことです。その結果、2023年12月12日にJICCから提示された最終提案のみが法的拘束力を有する提案として提出されたものであり、また提示された株式価値評価額及び公開買付価格が5,920円であったことも踏まえて、対象者が「限りなき発展」を目指すためのパートナーとして、企業価値向上に向けた施策を含む本取引実施後の経営戦略及びその支援体制の提案内容からも公開買付者が最善であり、また、市況環境変化の激しい半導体産業にあつて、対象者製品・テクノロジーの中長期的な市場拡大の可能性を的確に捉え、機動的かつ柔軟な経営判断を行うことが重要との認識に基づき、成長市場向けの設備投資・技術開発を重点的に展開する対象者の事業方針を基本的に支持し、政府系ファンドとして短期的な業績変動に動じず、中長期的な観点で企業価値の向上に資する取組みを推進していくことが可能なJICCを中心に構成される公開買付者をパートナーとして本取引を実行し、これまで以上の意思決定のスピードアップをはかり、対象者事業推進において根幹となる人的資本の拡充などの施策を進めることが今後の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。あわせて、将来的に、DNP・三井化学が有する優れた固有技術と対象者の半導体パッケージ関連技術を組み合わせ、対象者の目指す次世代半導体ビジネスの推進や次世代製品における市場競争力の強化等に取り組むことで、対象者の中長期的な企業価値に大きく貢献することができると考えているとのことです。

以上より、対象者は、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、本公開買付価格（5,920 円）について、以下の点等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 上記のとおり、JICC の提示した株式価値評価額及び公開買付価格のみが法的拘束力を有する提案として提出されたものであり、本公開買付価格が 5,920 円であったこと

(b) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の価値の算定結果のうち、本公開買付価格は、市場株価分析による算定結果のレンジの上限を超えており、類似企業比較分析による中点を超えていること、ディスカунテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）による算定結果のレンジの中央値に近接していること

(c) 対象者株価変動のきっかけとなった 2023 年 6 月 1 日の富士通子会社売却に係る Bloomberg による観測記事掲載の前営業日である同年 5 月 31 日の終値 4,980 円に対して 18.88%、過去 1 ヶ月（2023 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日）の終値単純平均値 4,519 円に対して 31.00%、過去 3 ヶ月（2023 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日）の終値単純平均値 4,094 円に対して 44.60%、過去 6 ヶ月（2022 年 12 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日）の終値単純平均値 3,898 円に対して 51.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かつ、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である 2023 年 12 月 11 日の東京証券取引所における対象者株式の終値 5,240 円に対して 12.98%、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,377 円に対して 10.10%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 5,502 円に対して 7.60%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,658 円に対して 4.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、当該観測記事掲載及びその後の複数回の憶測報道により本取引に関する期待値等の影響を相当程度受けたものであるという見方も不合理ではない状況において、当該観測記事掲載前の株価を基準にした場合には、経済産業省による「公正な M&A の在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の公表日である 2019 年 6 月 28 日以降の上場企業の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例 185 件におけるプレミアムの水準との比較において、十分に合理性が認められるものであること（注 12）。なお、直前の株価変動の影響を受けやすい基準日終値及び基準日直近 1 ヶ月の終値単純平均値については相対的に低くなっている一方で、より中長期的な株価動向を反映した基準日直近 3 ヶ月及び基準日直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム水準は相対的に高い水準となっていること。対象者株価は、当該観測記事掲載の前営業日である 2023 年 5 月 31 日（以下「当基準日」といいます。）から 6 ヶ月前である 2022 年 12 月 1 日から当基準日まで 25.60%の上昇をしているが、当該上昇率 25.60%のうち 95.10%を当基準日から 2 ヶ月前である 2023 年 4 月 3 日から当基準日までの上昇（上昇率 24.34%）が占めており、当基準日から遡って 2 ヶ月以内の上昇が特に顕著であったことが確認できること。そのような急速な上昇は、対象者による情報開示等の内容を踏まえても、合理的な説

明は困難と考えられる中、対象者株価の変動状況等を考慮すると、市場株価に対するプレミアムの水準については、当基準日及び直近1ヶ月の終値単純平均値に照らして判断するよりも、より長期間の平均値を考慮して考えるのが適切であると判断することは不合理とは言えず、当基準日直近3ヶ月又は当基準日直近6ヶ月の終値単純平均値に照らして、本公開買付価格のプレミアム水準について、十分に合理性が認められるものであると判断できること

(d) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられており、少数株主の利益への配慮等がなされていると認められること

(注12) 当該事例について、公表日の前営業日を基準日として計算されるプレミアムの平均値は、同日終値に対して41.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.89%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して47.05%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して47.57%であり、かかるプレミアムの中央値は、同日終値に対して38.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して40.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.05%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.59%とのことです。

以上より、対象者は、2023年12月12日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、2023年12月12日時点で、本公開買付けは、本公開買付前提条件（但し、本公開買付けの開始日において充足されるべきものを除きます。）が充足された日（又は公開買付者により放棄された日）（但し、これらの日において対抗提案が行われている場合には、富士通による公開買付者に対する本公開買付価格及び本自己株式取得価格の変更に関する協議の申入れの日から起算して20営業日を経過する日又は富士通が当該対抗提案に応じない意思を書面により誓約した日のいずれか早い方の日）から10営業日以内の日で、別途公開買付者が対象者に事前に通知する日に開始することを予定しており、同日時点において、公開買付者は、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、2024年8月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりましたが、国外の競争当局及び投資規制法令等を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難でした（詳細については、上記「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。）。

このような事情を踏まえ、対象者は、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者特別委員会に対して、対象者特別委員会が2023年12月12日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること（以下「追加諮問事項」とい

います。)、及びかかる対象者特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

その後、今般、対象者は、公開買付者から2025年1月22日に、国内外（日本並びに中国、韓国及びベトナム）の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付前提条件のうち本クリアランス取得が完了した旨の本公開買付前提条件を充足したことから、その他の本公開買付けの公表日に充足されるべき本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを前提として、2025年2月18日を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたことから、対象者は、2025年2月17日に開催された対象者特別委員会において、各委員に対して、対象者及び公開買付者の状況等の情報を報告したとのことです。また、後記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者特別委員会は、2023年12月12日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について慎重に検討した結果、2023年12月12日以降、2025年2月17日までの事情を勘案しても、2023年12月12日付答申書の答申の内容について、いずれも変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年2月17日付で、対象者の取締役会に対し、2023年12月12日付答申書の意見に変更がない旨の追加答申書（以下「追加答申書」といいます。）を提出したとのことです。対象者は、対象者特別委員会から提出された追加答申書の内容を最大限尊重しながら、対象者の業績や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2025年2月17日現在においても、本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記の両取締役会の決議の詳細については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

④ 本公開買付け後の経営方針

上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本スクイーズアウト手続により、対象者の株主を富士通及び公開買付者のみとすることを企図しております。そして、本スクイーズアウト手続の完了後、富士通がその時点で所有する全ての対象者株式に対して対象者が本自己株式取得を行うことで、対象者株式（自己株式を除きます。）の100%を公開買付者が所有することとなります。

本取引の完了後、JICCは、対象者の各事業における本来の潜在成長力を最大限引き出し、ひいてはグローバルでもトップ水準にある対象者の技術を維持・進化させながら、更なる日本の産業振興につなげる道筋を作りたいと考えております。具体的には、対象者は半導体製造基盤強化の観点でも技術革新を支える部品・素材企業として重要な位置に付けられ、その事業及び技術は、

(i)半導体プロセスの三次元実装を中心とした先端領域の技術開発、(ii)光電融合技術等の次世代半導体技術の実用化に大きく貢献することができるものと考えております。加えて、JICC は、対象者の役職員とともに、今まで対象者が築き上げてきた確固たる事業基盤を活かしつつ、JICC と同様のミッションを掲げる INCJ にて投資経験を有する人員も複数参画していることから、INCJ における半導体・電子部品業界への豊富な投資実績を通じて得た知見・ネットワークを活かすことで、対象者の更なる事業成長及び企業価値の向上を目指してまいります。その上で、JICC は、本取引を通じて対象者の事業成長及び企業価値の向上が実現した後は、対象者株式の再上場を行うことを基本方針としております。

また、対象者においては、技術力・ものづくり・発展性・国際性・温かさといった対象者の企業理念、質素儉約・現場主義といった創業者精神に基づいて、その事業が展開されています。本取引の完了後は、これらの企業理念及び創業者精神を第一に尊重しつつも、これらに加え、DNP の「DNP グループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する。」という企業理念、及び、三井化学の「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する。」という経営ビジョンをも踏まえ、対象者の事業運営を支援することで、対象者においてより一層の国際社会・地域社会への貢献が可能となる非連続的な成長を目指してまいります。対象者と JICC、DNP 及び三井化学の持つ強みの組み合わせにより、社会に対して新たな価値を提供できるよう、パートナーシップを進めていく所存です。

公開買付者は、本取引の完了後、経営の効率化を図るために、対象者を監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に移行する予定であり、対象者の取締役及び監査役は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 株主間契約」に記載のとおり、JICC ファンド及び DNP がそれぞれ指名することを予定しておりますが、その具体的な候補者等については、現時点では未定であり、今後対象者と協議の上で決定する予定です。

なお、公開買付者は、本取引が完了した後も当面の間、対象者が本取引の完了時点において雇用する従業員を、引き続き雇用し雇用水準を維持することに努める予定であり、対象者の役職員に対してストックオプション等のインセンティブ・プランの導入を予定しており、公開買付者及び対象者の役職員が一丸となって、対象者の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。また、公開買付者は、本取引後も、対象者の重要な顧客及び取引先との取引関係を尊重してまいります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した 2023 年 12 月 12 日現在及び本日現在のいずれにおいても、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、本公開買付けは、公開買付者が対象者の役員である公開買付けや公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通に

する者である公開買付けに該当せず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当いたしません。

もっとも、公開買付者及び対象者は、本取引は、対象者の支配株主（親会社）である富士通からの提案を契機とする取引であり、富士通と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者親会社である富士通が対象者株式を 67,587,024 株（所有割合：50.02%）所有しているところ、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり、本公開買付けの成立を不安定にし、応募する少数株主の利益に資さない可能性が認められることを踏まえ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置を講じていることから、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者及び富士通は、2023年3月下旬より、事業上のシナジーに照らして対象者との協業に関心があると想定される事業会社や本邦市場で十分な投資実績を有する投資ファンドを含めた潜在的な売却先に打診し、本入札プロセスへの参加に関心を有した事業会社1社や投資ファンド8社に対して第一次入札プロセスを開始し、同年5月下旬、JICCを含む複数の候補者が対象者による富士通からの自己株式取得を含む取引手法を前提とした意向表明書を提出したことから、内容について慎重に検討を行い、第二次入札プロセスへの参加を打診する JICC を含む4社の投資ファンドを選定したとのことです。その後、同年6月下旬より、第二次入札プロセスを開始し、候補者による対象者に対する同年9月中旬までのデュー・ディリジェンスを経て、同年9月に JICC から法的拘束力のない提案を受領し、同年10月に他の候補者1社から法的拘束力のない提案を書面で受領し、同年11月に JICC から法的拘束力のある最終提案を書面で受領したものの、他の候補者1社からは法的拘束力のある最終提案の提出がなされなかったため、各候補者の提案内容を総合的に検討した結果、同月下旬、JICC 及び他の候補者の中から、取引価格、取引確実性、取引迅速性を主要な判断軸として、JICC を最終買付候補者として選定し、JICC と本自己株式取得を含む本取引の実施に向けた協議及び検討を開始したとのことです。その後、JICC、富士通及び対象者は、継続的に協議・交渉を重ねた結果、対象者は、2023年12月12日に JICC から提示された最終提案のみが法的拘束力を有する提案として提出されたものであり、ま

た提示された株式価値評価額及び公開買付価格が 5,920 円であったことも踏まえて、対象者が「限りなき発展」を目指すためのパートナーとして、企業価値向上に向けた施策を含む本取引実施後の経営戦略及びその支援体制の提案内容からも公開買付者が最善であり、また、市況環境変化の激しい半導体産業にあって、対象者製品・テクノロジーの中長期的な市場拡大の可能性を的確に捉え、機動的かつ柔軟な経営判断を行うことが重要との認識に基づき、成長市場向けの設備投資・技術開発を重点的に展開する対象者の事業方針を基本的に支持し、政府系ファンドとして短期的な業績変動に動じず、中長期的な観点で企業価値の向上に資する取組みを推進していくことが可能な JICC を中心に構成される公開買付者をパートナーとして本取引を実行し、これまで以上の意思決定のスピードアップをはかり、対象者事業推進において根幹となる人的資本の拡充などの施策を進めることが今後の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。あわせて、DNP・三井化学が有する優れた固有技術と対象者の半導体パッケージ関連技術を組み合わせることで、対象者の目指す次世代半導体ビジネスの推進や次世代製品における市場競争力の強化等に取り組むことで、対象者の中長期的な企業価値に大きく貢献できると考えているとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことであり、また、JICC が提案した提案と比べて、対象者の株主にとってより有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。

② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、第一次入札プロセスが開始された直後の 2023 年 4 月 14 日、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否のいずれからでも独立した、新美潤氏（対象者社外取締役）、荒木泉子氏（対象者社外取締役監査等委員）、小林邦一氏（対象者社外取締役監査等委員）の 3 名から構成される、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードに基づく常設の対象者特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引における手続の公正性、(iii) 本取引に係る条件の公正性・妥当性、(iv) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(v) 対象者が本取引を行うこと（本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は対象者の少数株主にとって不利益ではないか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項についての答申書を対象者に提出することを委託したとのことです。なお、対象者特別委員会は、本取引を契機とせず、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード（補充原則 4－8③）に基づき、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為につ

いて審議し、取締役会に答申することを目的として2022年6月17日に常設の特別委員会として設置されており、対象者特別委員会の設置以降、各委員を変更した事実はないとのことです。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとしているとのことです。

なお、対象者は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定については、対象者特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、対象者特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引に賛同しないものとする（本公開買付けに賛同しないことを含みます。）を併せて決議しているとのことです。また、対象者取締役会は対象者特別委員会に対し、対象者特別委員会が必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任する権限、及び対象者が対象者特別委員会に対して本取引に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を与えることを決定しているとのことです。もっとも、対象者特別委員会は、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券、財務アドバイザーであるSMBC日興証券並びに法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、独自にアドバイザーを選任する権限を行使していないとのことです。

対象者特別委員会は2023年4月14日から2023年12月12日までに、合計13回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、対象者特別委員会は、まず、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券、対象者の財務アドバイザーであるSMBC日興証券、及び対象者の法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認したとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者、富士通及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行と同じ三菱UFJフィナンシャル・グループの一員であり、三菱UFJ銀行は、対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、本取引にかかる決済資金を公開買付者に融資する予定であるものの、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、対象者に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなく財務アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJ銀行の貸付人の地位とは独立

した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内における情報管理において厳格な情報管理体制が構築されていること、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が過去の同種取引の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を公開買付者及び対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

また、SMB C日興証券は、公開買付者、対象者及び富士通の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、SMB C日興証券は、三井住友銀行と同じ三井住友フィナンシャルグループの一員であるとのことです。対象者は、SMB C日興証券の財務アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMB C日興証券における財務アドバイザリー業務を提供する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で所定の情報遮断実施が講じられていること、対象者とSMB C日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、財務アドバイザーとしての独立性が確保されていること、SMB C日興証券は公開買付者、対象者及び富士通の関連当事者へは該当しないことを踏まえた上で、SMB C日興証券を財務アドバイザーとして選任したとのことです。本取引に係るSMB C日興証券の報酬は本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりSMB C日興証券を対象者の財務アドバイザーとして選任したとのことです。

対象者特別委員会は、このような経緯の下、上記の各説明、各アドバイザーからの助言その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2023年12月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする2023年12月12日付答申書を提出したとのことです。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

対象者は、対象者を取り巻く経営環境の中で、対象者製品・テクノロジーの中長期的な市場拡大の可能性を的確に捉え、「限りなき発展」を目指す上で、市場ニーズを先取りする技術開発や機動的な設備投資の実行がますます重要となり、加えてそれらに要する資金規模も大型化することが想定され、厳しさを増す競争環境において、これまで以上に意思決定のスピードアップや対象者の事業推進において根幹となる人的資本の拡充などにより企業価値の向上を目指すことができると考えているところ、成長市場向けの設備投資・技術開発を重点的に展開する対象者の事業方針を基本的に支持し、政府系ファンドとして短期的な業績変動に動じず、中長期的な観点で企業価値の向上に資する取組みを推進していくことが可能なJICCを中心に構成される公開買付者をパートナーとして本取引を実行し、これまで以上の意思決定のスピードアップをはかり、対象者事業推進において根幹となる人的資本の拡充などの施策を進めることが今後の企業価値の向上に資するとの結論に至った。あわせて、DNP、三井化学が有する優れた固有

技術と対象者の半導体パッケージ関連技術を組み合わせることで、対象者の目指す次世代半導体ビジネスの推進や次世代製品における市場競争力の強化等に取り組むことで、対象者の中長期的な企業価値に大きく貢献することができると考えている。富士通や対象者経営陣等がその地位を利用して一般株主（東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 における「少数株主」と同義である。以下同じ。）の犠牲のもとに自己又は第三者の利益を図るものとは認められず、対象者グループを持続的に発展させ収益を改善させることに繋がり、対象者グループの企業価値を向上させるものといえることから合理性が認められる。

また、JICC が想定する成長戦略及び企業価値向上策は、いずれも実現可能性を疑わせる不合理な点はなく、これまで以上の意思決定のスピードアップや人的資本の拡充に資すると考えられることから、合理性がある。また、その他、JICC の説明する経営方針に不合理な点は見受けられない。

以上を踏まえ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えられる。

一方で、本取引が対象者の企業価値向上に悪影響を与える可能性があり得る事項として、①富士通との資本関係が解消されることによる影響、②非公開化することの影響、③対象者の債務等の負担による影響、④JICC 連合が対象者の株主となることに伴う既存の顧客・取引先への影響が想定されるものの、いずれについても適切な対処及び解決策を講じることができるものと認められるため、対象者の企業価値に重大な悪影響を与えるものではないと評価できる。

以上のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資する可能性が認められ、その目的は正当性・合理性を有すると考えられる。

(ii) 本取引に係る手続の公正性

本取引では、以下の各種の公正性担保措置が履践されていること等からすると、本取引に係る手続は公正なものであると考えられる。

本取引においては、(a) 独立した特別委員会が、第一次入札プロセスにおける候補者の初期的な取引条件提示の段階から本取引への関与を開始しており、アドバイザー等の選任・承認権限や本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する権限が付与された上、対象者は特別委員会の答申内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものと対象者取締役会において決議されているところ、特別委員会はこれらの権限を行使して、本入札プロセスの実施方法を含めたプロセス全体における候補者及び富士通との間の本取引の取引条件に関する交渉過程等に実質的に関与したことが認められ、かつ、特別委員会の設置及び諮問の時期、委員構成、特別委員会の設置及び諮問・委員選定のプロセス、アドバイザー等の選任、情報の取得、報酬、対象者の社内検討体制等についても特段の問題は認められないこと、(b) 対象者は、対象者、富士通、JICC 連合、公開買付者及び候補者から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、各種の法的助言を受けていること、(c) 対象者は、対象者、富士通、JICC 連合、公開買付者及び候補者から独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023 年 12 月 12

日付で本株式価値算定書を取得していること、(d) 特別委員会が実質的に関与した上で、富士通及び対象者による本入札プロセスが実施されており、本入札プロセスは適切な配慮がなされた上でマーケット・チェックが実施されたものと評価することができること、(e) 本公開買付けにおいては、公開買付け期間は20営業日に設定されているところ、本公開買付けはいわゆる予告型公開買付けであり、一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期の期間が確保されており、当該公表後の期間も考慮すると、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していると評価することができることと考えられること、(f) 本覚書において、本意見（下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 公開買付けに係る覚書」において定義します。）を維持する義務及び競合取引について対象者が第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供等を行うことを制限する条項が定められているが、本覚書上、対象者は、本意見を変更せず維持すること又は本意見と矛盾する決議若しくは競合取引（一定の場合における当該競合取引に関する提案に係る協議又は情報提供を含みます。）を行わないことがその取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断する場合には、公開買付者に事前にその内容及び理由を説明し、対応について公開買付者と誠実に協議を行うものとされており、また、対象者は、公開買付者との間で誠実に協議をしてもなお、対象者が本意見を変更せず維持すること又は本意見と矛盾する決議若しくは競合取引を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められる場合には、本意見を撤回若しくは変更し、又は、本意見と矛盾する決議若しくは競合取引を行うことができるものとされていることに鑑みれば、買収提案の具体性、目的の正当性及び実現可能性に照らして「真摯な買収提案」がされた場合には対象者の取締役会において真摯な検討を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められ、本意見を撤回若しくは変更し、又は、本意見と矛盾する決議若しくは競合取引を行うことができる余地があり、また、上記条項は対象者、富士通及びJICC連合が相当の時間とコストをかけて本入札プロセスを実施してきたことを踏まえると本取引の安定性を高めることにも一定程度寄与することから、直ちに対抗的な買収提案を不当に制約するものではないと評価できること、(g) 一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていること等からすると、本取引に係る手続は公正なものであると考えられる。

なお、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）条件が設定されていないものの、①親会社である富士通が対象者株式を67,587,024株（所有割合：50.02%）所有しており、マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）条件を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり、本公開買付けの成立を不安定にし、寧ろ応募する一般株主の利益に資さない可能性が認められること、②上記のとおり公正性担保措置が講じられていること、③下記（iii）のとおり本取引に係る取引条件は公正・妥当であると考えられること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ

(majority of minority) 条件を設定しないことが、本取引の手續の公正性を損なわせるものとはいえないと判断する。

(iii) 本取引に係る条件の公正性・妥当性

本取引の取引条件は、対象者及び富士通が実施した本入札プロセスの結果として合意されたものであり、本入札プロセスにおいては、対象者特別委員会の要請に基づき、JICCによる法的拘束力を有する最終提案の提出後も対象者、富士通及び JICC 間での複数回にわたる価格交渉が行われた上で合意されたものであるから、本取引の取引条件に関する協議・交渉の過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと判断する。また、本株式価値算定書によれば、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、市場株価分析で 5,240 円から 5,658 円、類似企業比較分析で 5,238 円から 6,220 円、DCF 分析で 5,077 円から 6,780 円と算定されているところ、本公開買付価格 5,920 円は、市場株価分析による算定結果のレンジの上限を超えており、類似企業比較分析による中点を超えていること、DCF 分析による算定結果のレンジの中央値に近接しているといえる。

2023 年 12 月 12 日付答申書作成日の前営業日を基準とした市場株価に対するプレミアムの水準については、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の過去の類似事例におけるプレミアム水準と比べると必ずしも高い水準とはいえないが、この点に関しては、対象者の市場株価の変動のきっかけとして富士通子会社売却に係る観測記事掲載の憶測報道があったことを考慮すると上記プレミアム率の計算に係る期間の株価は、当該憶測報道及びその後の複数回の憶測報道による富士通保有株式の売却に係る期待等の影響を一定程度受けたものであるという見方も不合理なものとはいえない。そして、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の過去の類似事例におけるプレミアム水準との比較において、対象者株価の変動状況等を考慮すると、かかる憶測報道日の前営業日である 2023 年 5 月 31 日の基準日及び直近 1 ヶ月の終値単純平均値に照らして判断するよりも、より長期間の平均値を考慮して考えるのが適切であると判断することは不合理とは言えず、当該基準日直近 3 ヶ月又は当該基準日直近 6 ヶ月の終値単純平均値に照らして、本公開買付価格のプレミアム水準について、十分に合理性が認められるものである。

また、本取引においては、本公開買付け後に本株式併合の実施が予定されているところ、本株式併合においては、一般株主が本公開買付けに応募するか否かに当たって、仮に応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていると認められる。さらに、本取引においては、本株式併合の実行後に本自己株式取得の実施が予定されており、本自己株式取得価格は、4,218.1 円とされており、かかる本公開買付けと本自

己株式取得を組み合わせたスキームを採用することで、富士通が本公開買付けにより対象者株式を売却する場合と比較して一般株主が応募する本公開買付けの公開買付価格を高額に設定することができるとともに、富士通が享受する税務メリットを一般株主に対して公平に分配していると評価することもできることから、一般株主にとって不利益になることはなく、本自己株式取得を伴うスキームとする取引条件が公正性・妥当性を欠くとは認められない。加えて、公開買付者による資金調達の対象者の財務状況に重大な悪影響を及ぼすものでない。

以上より、対象者の企業価値は適正に評価されており、また、本公開買付価格、本株式併合において本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対して交付される対価の額を含めて、本取引に係る取引条件は適正に設定されていると評価できることから、本取引の条件は、公正・妥当であると考えられる。

(iv) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記 (i) 乃至 (iii) のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有するから、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当であると考えられる。

また、本取引に係る手続の公正性も確保され、本取引の取引条件には公正性・妥当性が認められることから、本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

但し、本公開買付けについては、その公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、例えば、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。そのため、対象者特別委員会の諮問事項 (iv) に対する答申は、2023年12月12日付答申書作成日時点の状況を前提としたものである。

(v) 対象者が本取引を行うこと（本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は対象者の一般株主にとって不利益ではないか

上記 (i) 乃至 (iv) のとおり、本公開買付けにより対象者の一般株主に適正な価格で対象者株式を売却できる機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有し、本取引に係る手続の公正性も確保されており、また本取引の取引条件は公正性・妥当性が認められるから、本取引を行うこと（本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び本公開買付けへの応募を推奨することの決定を含みます。）は対象者の一般株主にとって不利益なものでないと考えられる。

その後、2025年1月14日に開催された対象者特別委員会において、対象者は、公開買付者における国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応の進捗状況等を各委員に対して報告し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、下記「④対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係」に記載のとおり、本株式価値算定書の内容を変更する必要はないとの見方に十分な合理性が認められる旨を各委員に対して説明したとのことです。

そして、今般、対象者は、公開買付者から2025年1月22日に、国内外（日本並びに中国、韓国及びベトナム）の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付前提条件のうち本クリアランス取得が完了した旨の本公開買付前提条件を充足したことから、その他の本公開買付けの公表日において充足されるべき本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを前提として、2025年2月18日を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたことから、対象者は、2025年2月17日に開催された対象者特別委員会において、各委員に対して、対象者及び公開買付者の状況等の情報を報告したとのことです。対象者特別委員会は、2023年12月12日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について慎重に検討した結果、2023年12月12日以降、2025年2月17日までの事情を勘案しても、2023年12月12日付答申書の答申の内容について、いずれも変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年2月17日付で、対象者取締役会に対して、2023年12月12日付答申書における意見に変更がない旨の追加答申書を提出したとのことです。なお、対象者特別委員会は、追加で、2025年1月14日より同年2月17日までの間に合計2回、合計約1時間にわたり開催され、追加諮問事項に関する審議及び検討を行ったとのことです。

なお、対象者特別委員会は、下記「④対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係」に記載のとおり、本株式価値算定書の内容を変更する必要はないとの見方に十分な合理性が認められる旨の三菱UFJモルガン・スタンレー証券の説明に不合理な点は見られないこと、2023年12月12日以降重大な事象は生じておらず、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が株式価値算定の前提とした事業計画について、対象者が追加答申書作成日までに変更を加えていないことは不合理ではないと評価し得ること、対象者グループや業界を取り巻く事業環境にも特段の変化はないと考えられることから、本株式価値算定書の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断しているとのことです。

③ 対象者における独立した法務アドバイザーからの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保するため、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者、

富士通及び対象者から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所より、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けたとのこと。なお、西村あさひ法律事務所は、公開買付者、富士通及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのこと。また、西村あさひ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのこと。

④ 対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者、富士通及び対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選任し、財務的見地から助言を受けるとともに、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年12月12日付で下記(ii)に記載の前提条件その他一定の条件の下で、株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得したとのこと。

なお、対象者取締役会は、2023年12月12日開催の取締役会から2025年2月17日時点までの状況を考慮しても、本取引の公表後、対象者の2025年3月期通期連結業績予想について2024年10月25日付及び2025年1月31日付で下方修正を行うなど、足元では半導体市場低迷継続の影響を受けているものの、半導体は、超高速大容量通信を実現する情報通信基盤の進化やAI、IoTの急速な利用拡大等を背景とするDXの進展をもたらす、社会及び経済の成長を支えるキーテクノロジーとして、中長期的には引き続き堅調な需要が見込まれると考えられることから、対象者を取り巻く事業環境についても、中長期的な事業見通しにも特段の変化はなく、本株式価値算定書に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、これらを踏まえて本株式価値算定書の内容を変更する必要はないとの見方に十分な合理性が認められる旨の三菱UFJモルガン・スタンレー証券の説明に不合理な点は見られないこと、及び、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者特別委員会が本株式価値算定書の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断していることも踏まえ、本株式価値算定書の内容の変更及び更新等は不要であると判断しているとのこと。

上記「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者、富士通及び対象者の関連当事者には該当せず、

本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、上記「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行と同じ三菱UFJフィナンシャル・グループの一員であり、三菱UFJ銀行は、対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、本取引に係る決済資金を公開買付者に融資する予定であるものの、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、対象者に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなく財務アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内における情報管理において厳格な情報管理体制が構築されていること、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が過去の同種取引の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を公開買付者及び対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

また、本取引に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券の報酬は、本公開買付けを含む本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けを含む本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しているとのことです。

なお、対象者は、公開買付者及び対象者において、少数株主の利益に配慮して、上記「① 入札手続の実施」乃至下記「⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載した本公開買付けの公正性を担保するための各種措置を実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

(ii) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較可能な上場類似会社が複数存在し、上場類似会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、将来の事業活動の状況に基づき

本源的価値評価を反映するため DCF 分析を用いて対象者株式の価値算定を行っているとのことです。

上記各手法を用いて算出された対象者 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価分析	: 5,240 円～5,658 円
類似企業比較分析	: 5,238 円～6,220 円
DCF 分析	: 5,077 円～6,780 円

市場株価分析では、2023 年 12 月 11 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値 5,240 円、基準日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 5,377 円、直近 3 ヶ月の終値単純平均値 5,502 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,658 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 5,240 円～5,658 円と算定しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場類似会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 5,238 円～6,220 円と算定しているとのことです。

DCF 分析では、対象者の 2024 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2024 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して算定される事業価値に、対象者が保有する余剰現預金を含む現金同等物等の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 5,077 円～6,780 円と算定しているとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公表された情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。なお、当該財務予測については、対象者特別委員会において質疑応答を行うとともに、その内容や前提条件等の合理性を確認しているとのことです。また、対象者に関しての資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、2023 年 12 月 11 日までの上記情報を反映したものとのことです。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2023年の半導体市場はマイナス成長が予想されていたなど、足許の半導体業界は厳しい市場環境となることが想定されるものの、一方で、半導体市場は中長期的に拡大することが見込まれているとのことです。

対象者においては、従前より高い成長が見込まれる市場向けに継続的・重点的に設備投資を実施しており、今後も、高性能半導体向けフリップチップタイプパッケージについては新たな生産拠点として2023年12月に竣工した千曲工場（長野県千曲市）の整備を推進し、セラミック静電チャックについては高丘工場（長野県中野市）において2023年に竣工した新棟の整備等により量産体制の拡充を図り、また、先端メモリー向けプラスチックBGA基板については新井工場（新潟県妙高市）において着工した新棟建設を推進するなど、成長市場向けに生産能力の増強を図るとともに、顧客基盤の拡充にも取り組んでいるとのことです。対象者が作成した事業計画における2024年3月期の連結営業利益約350億円については半導体市況低迷により対前年度比で約50%減の大幅な減益が見込まれていたものの、上記の取り組みに加え全社における生産性向上やコストダウンのさらなる強化等を背景に、2025年3月期の連結営業利益約520億円については、対前年度比で約50%増の大幅な増益を見込んでおり、また、2027年3月期の連結営業利益約870億円については、対前年度比で約40%増の大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、DCF分析に使用した連結フリー・キャッシュ・フローは上記増減益及び対象者の設備投資の影響に伴い、各事業年度において大幅な増減が見込まれるとのことです。具体的には、上記増減益及び対象者の設備投資等に伴う大幅な増減として2024年3月期は約-360億円で前年度対比で約880億円減、2025年3月期は約-40億円で前年度対比で約320億円増、2026年3月期は約380億円で前年度対比で約420億円増、2027年3月期は680億円で前年度対比で約300億円増、2028年3月期は約420億円で前年度対比で約260億円減が見込まれるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、2023年12月12日付答申書において示された対象者特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは対象者の少数株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年12月12日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役8名のうち、下記の牧野恭久氏を除く審議及び決議に参加した対象者の取締役7名全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けは、2023年12月12日時点で、本公開買付前提条件（但し、本公開買付けの開始日において充足されるべきものを除きます。）が充足された日（又は公開買付者により放棄された日）（但し、これらの日において対抗提案が行われている場合には、富士通による公開買付者に対する本公開買付価格及び本自己株式取得価格の変更に関する協議の申入れの日から起算して20営業日を経過する日又は富士通が当該対抗提案に応じない意思を書面により誓約した日のいずれか早い方の日）から10営業日以内の日で、別途公開買付者が対象者に事前に通知する日に、速やかに開始される予定であり、同日時点で、公開買付者は、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、2024年8月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指していたものの、国外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であったことを踏まえ、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者特別委員会に対して、対象者特別委員会が2023年12月12日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる対象者特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

そして、今般、対象者は、公開買付者から2025年1月22日に、国内外（日本並びに中国、韓国及びベトナム）の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付前提条件のうち本クリアランス取得が完了した旨の本公開買付前提条件を充足したことから、その他の本公開買付けの公表日において充足されるべき本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを前提として、2025年2月18日を公開買付開始日として本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたため、対象者特別委員会から提出された追加答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても、本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者の取締役会は、上記「④対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買

付者との関係」に記載のとおり、2023年12月12日開催の取締役会から本日時点までの状況を考慮しても本取引の公表後、対象者の2025年3月期通期連結業績予想について2024年10月25日付及び2025年1月31日付で下方修正を行うなど、足元では半導体市況低迷継続の影響を受けているものの、半導体は、超高速大容量通信を実現する情報通信基盤の進化やAI、IoTの急速な利用拡大等を背景とするDXの進展をもたらし、社会及び経済の成長を支えるキーテクノロジーとして、中長期的には引き続き堅調な需要が見込まれると考えられることから、対象者を取り巻く事業環境についても、中長期的な事業見通しにも特段の変化はなく、本株式価値算定書に影響を与える前提事実には大きな変更はないと考えられること、これらを踏まえて本株式価値算定書の内容を変更する必要はないとの見方に十分な合理性が認められる旨の三菱UFJモルガン・スタンレー証券の説明に不合理な点は見られないこと、及び、上記「② 対象者における独立した特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者特別委員会が本株式価値算定書の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断していることも踏まえ、本株式価値算定書の内容の変更及び更新等は不要であると判断しているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、牧野恭久氏は、富士通の出身者であり、富士通在籍時より2年しか経過していなかったことを踏まえ、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、上記の両取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、牧野恭久氏は、対象者の取締役を2024年6月26日開催の対象者定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しているとのことです。一方、藤田正美氏は、富士通の出身者であり、過去に富士通代表取締役副社長及び富士通完全子会社である株式会社富士通マーケティング（現 富士通 Japan 株式会社）（以下「富士通マーケティング」といいます。）の代表取締役社長並びに2018年3月末日まで富士通の顧問及び2019年3月末日まで富士通マーケティングの顧問をそれぞれ務めていたものの、富士通在籍時から6年以上が経過し、また、富士通マーケティングを離籍してからも5年以上が経過しており、富士通の意思決定に関与することができないことはもちろんのこと、それ以降富士通及び富士通マーケティングとの間で対象者と利益相反が生じるような関係は一切存在せず富士通との関係性は希薄化したと考えられること等から、上記の両取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議に参加しており、対象者の立場において本取引に係る公開買付者との協議及び交渉にも参加しているとのことです。また、小澤隆史氏は、富士通の出身者であるものの、富士通在籍時から約20年以上が経過しており、本取引において富士通の意思決定に関与することができないことはもちろんのこと、それ以降富士通との間で対象者と利益相反が生じるような関係は一切存在せず富士通との関係性は希薄化したと考えられることから、上記の両取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議に参加しており、対象者の立場において本取引に係る公開買付者との協議及び交渉にも参加しているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付期間は、法令に定められた最短期間である 20 営業日に設定されているものの、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されております。また、公開買付者は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、公開買付者は、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（但し、富士通が所有する本富士通保有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後、対象者に対し、(i) 会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び (ii) 本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請いたします。また、公開買付者は、対象者グループの企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日を本臨時株主総会の基準日とすることができるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。なお、公開買付者及び富士通は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案が承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者と富士通が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、富士通及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。また、本臨時株主総会を開催する場合、2025 年 5 月中旬頃を目途に開催される予定です。

が、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。この方法による1株当たりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、富士通及び対象者を除きます。）に対しては最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合に当該対象者の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者が対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認くださいませようお願いいたします。

（5）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施した場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 取引基本契約書

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年12月12日付で、富士通との間で、本取引に関し、本取引基本契約書を締結しております。本取引基本契約書において、富士通は、富士通が所有する本富士通保有株式について、本公開買付けに応募しないこと、及び、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）を行わず、また、競合取引に係る第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を行わないこと、また、本取引基本契約書締結時点において競合取引に関する協議又は交渉がなされている場合には、速やかにこれを中止することを合意しています。但し、富士通が当該合意に違反することなく、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受けた場合において、当該提案が本公開買付期間の末日までに、本公開買付価格を一定割合以上上回る金額に相当する額を取得対価とする取引により、買付予定数の上限を設定しない対象者の普通株式全てを取得する旨の公開買付け（以下「対抗提案」といいます。）となるのが合理的に見込まれる真摯な提案であると富士通が合理的に判断した場合には、富士通は、当該第三者との間において必要最小限の範囲において当該提案に係る協議又は情報提供を行うことができるものとされております。なお、富士通は、本取引基本契約書締結日から本公開買付期間の末日までの間、自ら又は対象者が競合取引に係る書面による提案を受けた場合、直ちに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するとともに、公開買付者の要請に基づき、当該競合取引に係る協議及び交渉の進捗状況について公開買付者と合理的な範囲で協議するものとされております。

また、富士通は、本公開買付期間の末日までに、富士通が協議又は情報提供を行うことができる上記第三者から対抗提案が開始された場合には、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本自己株式取得価格の変更について協議を申し入れることができ、かかる協議を踏まえても、公開買付者が当該申入れの日から起算して20営業日を経過する日又は本公開買付期間の末日のうちいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価を上回る金額に変更し、かつ、本自己株式取得価格を対抗提案に係る取得対価と税効果を考慮して実質的に上回る金額に変更する行為をとらないときには、富士通は、本取引基本契約書に定める自らの義務の違反がない場合に限り、本富士通保有株式の全てを対抗提案に応じることができることとされています。なお、本公開買付けの開始前に対抗提案がなされた場合、公開買付者は、富士通が当該対抗提案に応じない意思を書面により誓約したとき又は公開買付者が上記行為をとったときを除き、本公開買付けを開始する義務を負わないものとされています。

また、本取引基本契約書においては、本公開買付け開始の前提条件（前文部分に記載の「本公開買付前提条件」）、公開買付者及び富士通による表明保証事項（注1）、富士通の義務（注2）、公開買付者の義務（注3）、及び契約終了事由（注4）が定められております。

- (注1) 本取引基本契約書において、公開買付者は、①設立、存続及び本取引基本契約書の締結及び履行に必要な権能の存在、②本取引基本契約書の有効性及び強制執行可能性、③本クリアランス取得を除く本取引基本契約書の締結及び履行に必要な許認可等の取

得又は履践、並びに本取引基本契約書の締結及び履行に必要な手続の履践、④本取引基本契約書の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、並びに、⑦本公開買付けの決済を行うために必要となる資金の十分性及び当該資金の確保に係る合理的な見込みの存在について表明及び保証を行っています。また、本取引基本契約書において、富士通は、①設立、存続及び本取引基本契約書の締結及び履行に必要な権能の存在、②本取引基本契約書の有効性及び強制執行可能性、③本取引基本契約書の締結及び履行に必要な許認可等の取得又は履践、並びに本取引基本契約書の締結及び履行に必要な手続の履践、④本取引基本契約書の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑦本富士通保有株式の適法かつ有効な保有等に関する事項、⑧対象者の株式に関する事項、⑨2021年4月1日以降に提出された対象者の有価証券報告書等の正確性、並びに⑩デュー・ディリジェンスにおいて開示された情報の正確性について表明及び保証を行っています。

(注2) 本取引基本契約書において、富士通は、大要、①本富士通保有株式について本公開買付けに応募せず、また譲渡等を行わない義務、②本スクイーズアウト手続の実施に関する義務、③対象者において本資金提供及び本減資等を実施させる義務、④本自己株式取得の実施に係る義務、⑤本公開買付前提条件充足のための協力及び努力義務、⑥自己の表明保証違反、義務違反又は本公開買付前提条件の不充足の可能性が判明した場合の公開買付者への通知義務、⑦本取引の迅速な実行のための協力及び努力義務、⑧対象者グループが富士通及びその子会社から提供を受けている業務の移行手続支援に必要な期間の継続に関する誠実協議義務、⑨対象者グループの保有及び使用する一定の特許権に関する義務、⑩対象者の健康保険制度及び退職年金制度に係る一定の対応を講じる義務、⑪本自己株式取得日以降一定期間における競業避止義務、⑫本取引基本契約書締結日以降一定期間における対象者グループの役職員に対する勧誘禁止義務、⑬公開買付者による資金調達への協力義務、⑭本クリアランス取得への協力義務、⑮自己の表明保証違反又は義務違反があった場合における補償義務、⑯秘密保持義務、⑰自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、及び、⑱契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負担しています。

(注3) 本取引基本契約書において、公開買付者は、大要、①本公開買付前提条件が充足された日以降、本公開買付けを開始する義務、②本クリアランス取得のために法令等に基づき必要となる全ての行為を行い本クリアランス取得を完了することに係る努力義務、③本スクイーズアウト手続の実施に関する義務、④対象者において本資金提供及び本減資等を実施させる義務、⑤本自己株式取得の実施に係る義務、⑥本公開買付前提条件充足のための協力及び努力義務、⑦富士通の事前の書面による承諾なく本覚書を変更しない義務、⑧富士通の事前の書面による承諾なく本取引に起因又は関連する

富士通の負担に関して司法行政機関等との間の連絡を行わない義務、⑨自己の表明保証違反、義務違反又は本公開買付前提条件の不充足の可能性が判明した場合の富士通への通知義務、⑩本取引の迅速な実行のための協力及び努力義務、⑪対象者の健康保険制度及び退職年金制度に係る一定の対応を講じる義務、⑫本取引基本契約書締結日以降一定期間における対象者グループの役職員に対する勧誘禁止義務、⑬自己の表明保証違反又は義務違反があった場合における補償義務、⑭秘密保持義務、⑮自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、⑯契約上の権利義務の譲渡禁止義務、及び、⑰コミットメントレターの有効期限の延長又は新たなコミットメントレターの締結に係る努力義務（注4参照）を負担しています。

(注4) 本取引基本契約書において、公開買付者及び富士通は、①相手方当事者につき、本取引の実行に重大な悪影響を及ぼす表明保証の違反があった場合、②相手方当事者につき、本取引基本契約書上の義務に重要な点において不履行又は不遵守があった場合において、当該不履行又は不遵守を是正するよう書面により求めたにもかかわらず、合理的な期間内にこれが治癒されなかった場合、③相手方当事者につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合、④自らの責めに帰すべき事由によらずに2024年9月末日（但し、本取引実行のために必要な公開買付者の金融機関からの借入に係るコミットメントレターの有効期限が同日以降の日に延長された場合又はこれに代わる金融機関との新たなコミットメントレターが締結された場合は、当該延長された有効期限日又は新たなコミットメントレターの有効期限日）までに本公開買付けが開始されない場合（なお、公開買付者は、かかるコミットメントレターの有効期限の延長又は新たなコミットメントレターの締結のために合理的な最大限の努力を行うものとし、また、当該コミットメントレターの有効期限の延長又は新たなコミットメントレターの締結について金融機関と協議を開始した場合には、金融機関との協議の状況の情報を富士通に提供し、また、当該コミットメントレターの有効期限の延長又は新たなコミットメントレターの締結が困難となる具体的なおそれを認識した場合には、公開買付者における検討内容や金融機関との交渉状況を含め、速やかに富士通に通知し、公開買付者が解除権を行使する前に、対応について真摯に富士通と協議するものとされております。なお、JICCは富士通に対し、大要JICCがこれらの事項につき約束する旨の書面を、2023年12月12日付で提出しております。（注5））、⑤自らの責めに帰すべき事由によらずに2025年6月末日までに本公開買付けが開始されない場合、⑥公開買付者について、議決権の行使又は契約上の権利の行使を通じて公開買付者を直接又は間接に実質的に支配する者の変更その他の支配権の変更があった場合には、本公開買付期間の末日までに限り、相手方当事者に対して書面で通知することにより、本取引基本契約書を解除することができるものとされております。また、本取引基本契約書において、①公開買付者が、金融商品取引法その他適用ある法令等に従い、適法に本公開買付けを撤回した場合、②対抗提案に係る公開買付けが開始され、富士通が対抗提案

に应じることができることとなり、富士通が対抗提案に应ずることを公表した場合、③本公開買付けに係る応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たなかった場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本取引基本契約書は自動的に終了するものとされております。

(注5) 公開買付者は、2024年9月30日付で、既存のコミットメントレターに代わる金融機関との新たなコミットメントレターを締結しており、その有効期限は、2025年6月末日までとされております。

② 公開買付けに係る覚書

本公開買付けに際し、公開買付者及び対象者は、2023年12月12日付で本取引に関し、本覚書を締結しております。本覚書においては、対象者の義務(注6)、公開買付者の義務(注7)及び契約終了事由(注9)が定められております。

(注6) 本覚書において、対象者は、大要、①本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(以下「本意見」といいます。)の表明に係る決議を行い、かつこれを維持する義務、及び、競合取引を行わない義務(注8)、②本取引の実施に必要な手続の履践及び協力義務、③本クリアランス取得への協力義務、④通常の業務の範囲内で業務を遂行する義務、⑤本公開買付期間末日の最終時点における預金口座の残高を一定額以上とする努力義務、⑥対象者グループにおける許認可等の維持及び法令等の遵守義務、⑦公開買付者に対する対象者グループの情報及び役職員へのアクセス付与義務、⑧公開買付者による資金調達への協力義務、⑨反社会的勢力との不関与等及び反社会的行為を行わないことに関する義務、⑩一定の取引先からの本取引に関する承諾取得に係る努力義務、⑪一定の取引先に対する本取引に関する通知義務、⑫新光電気労働組合に対する本取引に係る説明等の義務、⑬対象者の役員持株会及び従業員持株会又はその会員による本公開買付けへの応募に係る協力義務、⑭自己の義務違反があった場合における補償義務、⑮秘密保持義務、⑯自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、及び、⑰契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負担しております。

(注7) 本覚書において、公開買付者は、①本取引の完了後も当面の間、原則として対象者グループの従業員に係る雇用継続及び雇用条件維持に係る努力を行う義務、②本取引の完了後も当面の間、対象者の商号変更に係る定款変更を提案しない義務、③対象者の重要な顧客及び取引先との取引関係の尊重義務、④対象者の創業者精神及び企業理念等の尊重に係る義務、⑤本クリアランス取得の完了に係る努力義務、⑥反社会的勢力との不関与等及び反社会的行為を行わないことに関する義務、⑦自己の義務違反があった場合における補償義務、⑧秘密保持義務、⑨自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、及び、⑩契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負担しております。

- (注8) 本覚書において、本意見の維持に関する条項及び競合取引について対象者が第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供等を行うことを制限する条項が定められておりますが、本覚書上、対象者は、本意見を変更せず維持すること又は本意見と矛盾する決議若しくは競合取引（一定の場合における当該競合取引に関する提案に係る協議又は情報提供を含みます。）を行わないことがその取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断する場合には、公開買付者に事前にその内容及び理由を説明し、対応について公開買付者と誠実に協議を行うものとされており。また、対象者は、公開買付者との間で誠実に協議をしてもなお、対象者が本意見を変更せず維持すること又は本意見と矛盾する決議若しくは競合取引を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められる場合には、本意見を撤回若しくは変更し、又は、本意見と矛盾する決議若しくは競合取引を行うことができるものとされており。
- (注9) 本覚書において、本取引基本契約書が終了した場合には、本覚書は自動的に終了するものとされており。

③ 株主間契約

本公開買付けに際し、本 JICC ファンド、DNP 及び三井化学は、2025 年 2 月 17 日付で、以下の内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、公開買付者及び対象者の運営並びに株式の取扱い等に関する事項について合意しております。なお、本株主間契約のうち、対象者に関する事項は、対象者株式の譲渡禁止など、一部の条項を除き、本自己株式取得が完了した時点以降に適用されることとされており。

(i) 対象者のガバナンス等に関する事項

- ・対象者の取締役の総数は6名とし、本 JICC ファンドが5名、DNP が1名を指名すること
- ・対象者の代表取締役は1名とし、本 JICC ファンドが指名すること
- ・対象者の監査役の総数は3名とし、本 JICC ファンドが指名すること
- ・対象者の定款の変更、自己株式の取得、解散又は清算、及び、スクイーズアウト等の重要事項に関する DNP 及び三井化学の事前承諾

(ii) 対象者の事業運営に関する事項

- ・JICC、DNP 及び三井化学が公開買付者及び対象者に対して追加出資や保証等を行う義務がないこと
- ・対象者グループの事業運営の成功に向けて最大限努力すること
- ・各共同投資家と対象者グループの事業上の連携（各共同投資家・対象者間の半導体事業における次世代技術の開発・展開を含む相互の強みを活かした業務提携を含む。）に関する協議及びかかる提携に係る契約締結への協力を行うこと

(iii) 対象者の株式の処分等に関する事項

- ・対象者が株式等を発行等する場合、本 JICC ファンド、DNP 及び三井化学はその議決権比率に応じて新株引受権を有すること
- ・対象者株式に係る一定期間の譲渡等の禁止等

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	新光電気工業株式会社	
② 所在地	長野県長野市小島田町 80 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 倉嶋 進	
④ 事業内容	半導体パッケージの開発・製造・販売	
⑤ 資本金	24,223 百万円 (2024 年 9 月 30 日現在)	
⑥ 設立年月日	1946 年 9 月 12 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	富士通株式会社 50.02% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.73% BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行) 4.21% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 3.28% JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行) 1.81% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 1.70% 株式会社八十二銀行 1.36% JPLLC CLIENT ASSETS-SK J (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 1.32% GOLDMAN, SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 0.91% BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 0.89%	
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)」の記載は、対象者が 2024 年 11 月 13 日に提出した半期報告書 (第 90 期中) (以下「対象者半期報告書」といいます。) の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

決 定 日	2025 年 2 月 17 日 (月曜日)
公開買付開始公告日	2025 年 2 月 18 日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

	(電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025年2月18日(火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2025年2月18日(火曜日)から2025年3月18日(火曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年4月2日(水曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式：

1株につき、金5,920円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

JICCは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2023年7月下旬から同年9月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、当該分析を反映した財務モデルの作成を行い、JICCとして必要とする投資リターンが確保できる公開買付価格を算出いたしました。また、JICCは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、対象者の企業価値についての株式市場による評価額を確認する観点から、本公開買付けの開始予定の公表日(2023年12月12日)の前営業日である2023年12月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(5,240円)並びに直近1ヶ月(2023年11月13日から2023年12月11日まで)、直近3ヶ月(2023年9月12日から2023年12月11日まで)及び直近6ヶ月

(2023年6月12日から2023年12月11日まで)の終値単純平均値(5,377円、5,502円及び5,658円)の推移を参考にいたしました。同様に、富士通グループの再編期待に伴う対象者株価変動のきっかけとなった、2023年6月1日の富士通子会社売却に係るBloombergによる観測記事掲載の前営業日である2023年5月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(4,980円)並びに直近1ヶ月(2023年5月1日から2023年5月31日まで)、直近3ヶ月(2023年3月1日から2023年5月31日まで)及び直近6ヶ月(2022年12月1日から2023年5月31日まで)の終値単純平均値(4,519円、4,094円及び3,898円)の推移も参考にしております。

なお、JICCは、上記の諸要素を総合的に考慮し、価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。

本公開買付価格である5,920円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2023年12月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,240円に対して12.98%、同

日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 5,377円に対して10.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値 5,502円に対して7.60%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値 5,658円に対して4.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、2023年6月1日の富士通子会社売却に係る Bloomberg による観測記事掲載の前営業日である2023年5月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,980円に対して18.88%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 4,519円に対して31.00%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値 4,094円に対して44.60%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値 3,898円に対して51.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

さらに、本公開買付価格である5,920円は、本日の前営業日である2025年2月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,872円に対して0.82%のプレミアムを加えた価格となります。

② 算定の経緯

JICCは、上記「①算定の基礎」に記載の各事項に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を踏まえて、2023年12月12日に本公開買付価格を5,920円とすることを決定いたしました。なお、JICCは、上記の諸要素を考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していること、また、JICC及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的には、上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①入札手続の実施」乃至「⑥他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載の各措置）を実施し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの株式価値算定書及び公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	67,530,368 (株)	22,491,200 (株)	なし
合計	67,530,368 (株)	22,491,200 (株)	なし

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(22,491,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(22,491,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付けを行う対象者株式の最大数である67,530,368株を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(135,117,392株)から、本富士通保有株式(67,587,024株)を控除した株式数(67,530,368株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	675,870個	(買付け等前における株券等所有割合 50.02%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	675,303個	(買付け等後における株券等所有割合 49.98%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	675,870個	(買付け等後における株券等所有割合 50.02%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,350,973個	

- (注1) 本公開買付けにおいては、富士通が所有する本富士通保有株式及び対象者の所有する自己株式を除く特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、本富士通保有株式(67,587,024株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数(67,530,368株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(135,171,942株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(54,550株)を控除した135,117,392株に係る議決権の数(1,351,173個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

399,779,778,560 円

(注) 上記「買付代金」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、買付予定数に本公開買付価格(5,920円)を乗じた金額です。よって、本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には、変動する可能性があります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

② 決済の開始日

2025年3月26日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年4月9日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座(復代理人)へお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（22,491,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（22,491,200 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（26,016 百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び、対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（26,016 百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合に、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事実為準る事実」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は193円に相当します（具体的には、対象者が2024年6月27日付で提出した第89期有価証券報告書に記載された2024年3月31日における対象者の単体の貸借対照表上の純資産額260,164百万円の10%に相当する額である26,016百万円（百万円未満を切捨てて計算しています。）を、本基準株式数（135,117,392株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。）。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「（8）決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

JICC、JICC 連合、公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

JICC、JICC 連合、公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(10) 公開買付開始公告日

2025 年 2 月 18 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定していません。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「④ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

2023年12月12日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年12月12日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、2025年2月17日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月17日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、2023年12月12日時点の対象者意見に変更はなく、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を改めて決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

② 公開買付けに係る覚書

本公開買付けに際し、公開買付者及び対象者は、2023年12月12日付で本取引に関し、本覚書を締結しております。本覚書の詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 公開買付けに係る覚書」をご参照ください。

(2) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年1月31日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しています。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(3) 「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2025年1月31日付で対象者第3四半期決算短信を公表しています。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

決算年月	2025年3月期第3四半期
売上高	159,891百万円
営業利益	19,121百万円
経常利益	19,115百万円

親会社株主に帰属する四半期純利益	13,598百万円
------------------	-----------

(ii) 1株当たりの状況（連結）

決算年月	2025年3月期第3四半期
1株当たり四半期純利益	100.64円

なお、JICCの財務アドバイザーは、BofA証券株式会社です。また、JICCの法務アドバイザーは、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びデービス・ポーク・アンド・ウォードウェル外国法事務弁護士事務所（Davis Polk & Wardwell LLP）です。

以上